

平成26年(ワ)第2734号 損害賠償請求事件

平成26年(ワ)第2721号 損害賠償請求事件

平成27年(ワ)第728号 損害賠償請求事件

平成27年(ワ)第3915号 損害賠償請求事件

平成28年(ワ)第825号 損害賠償請求事件

原 告 原告番号1 外53名

被 告 国 外1名

## （ 準 備 書 面 43

2019（令和元）年12月17日

福岡地方裁判所第1民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 吉村 敏幸  
同 宮下 和彦  
同 近藤 恭典  
外



## 目次

第1 はじめに .....	4
第2 LNT モデルが正しいこと .....	5
1 科学的なメカニズムから LNT モデルが正しいこと .....	5
2 疫学調査も低線量被ばくの危険性を裏付けていること .....	6
(1) はじめに .....	6
(2) 調査集団の大きな信頼性の高い疫学調査が LNT モデルの正しさを裏付けて いること .....	6
(3) 低線量被ばくあるいは低線量率被ばくを扱った疫学調査が LNT モデルモデ ルを裏付けていること .....	6
(4) 被ばく線量が正確に把握されている人工放射線被ばくを対象とした疫学 調査が LNT モデルを裏付けていること .....	7
(5) より低線量の自然放射線被ばくを対象とした疫学調査も LNT モデルを裏付 けていること .....	7
(6) 広く国際的に LNT モデルが支持されていること .....	8
3 小括 .....	8
第3 各原告の避難の相当性について .....	9
1 避難の相当性についての考え方 .....	9
(1) はじめに .....	9
(2) 事故直後について .....	10
(3) 空間線量について .....	10
(4) 土壌汚染 .....	11
(5) 食品規制 .....	11
(6) 年齢 .....	11
(7) 性別 .....	12

(8) 未成年者を抱える夫婦 .....	12
(9) 避難者の認識 .....	12
(10) 避難の終期について（政府による収束宣言後も汚染が拡大していること）	
.....	13
(11) 小括 .....	15
2 原告らが避難したこと、及び避難を継続していることが相当であること	16
(1) 原告番号 1～5 について .....	16
(2) 原告番号 6・7 について .....	20
(3) 原告番号 8～11 について .....	26
(4) 原告番号 12 について .....	32
(5) 原告番号 13～16 について .....	37
(6) 原告番号 17～20 について .....	40
(7) 原告番号 21・22 について .....	51
(8) 原告番号 23～25 について .....	56
(9) 原告番号 26～28 について .....	60
(10) 原告番号 29～31 について .....	65
(12) 原告番号 35 について .....	69
(13) 原告番号 36 について .....	74
(14) 原告番号 37 及び 38 について .....	78
(15) 原告番号 39・40 について .....	83
(16) 原告番号 41・42 について .....	87
(17) 原告番号 43～46 について .....	94
(18) 原告番号 47 について .....	99
(19) 原告番号 48 ないし 54 .....	100
第4 結論 .....	107

## 第1 はじめに

原告らは福島第一原発事故によって拡散した放射性物質による被ばくを避けるために避難した。それは、放射線被ばくによって自ら又は家族等の健康に対する被害が発生する危険があると判断したからである。

本件訴訟は、避難によって被った被害について賠償を求める訴訟である。

ここでの争点は被告らの加害行為と原告らの避難との間に因果関係があるかということである。

被告らは、100mSv 以下の低線量の放射線被ばくによる健康への影響は、実証されているわけではなく、LNT モデルは放射線防護の立場から採用されても過ぎない、と主張する。

しかし、そもそも本件は、福島第一原発事故によって生じた健康被害の損害賠償を求める訴訟ではない。原告らが求めているのは、被ばくによる健康被害を避けるために、すなわち、放射線から自分の生命・身体を防護するために避難したことについて賠償なのである。

そして、LNT モデルによれば、放射線量と健康リスクの関係は、しきい値なしの比例関係である。原告らは、これまでに提出した書証や崎山尋問によって、LNT モデルが正しいことが明らかとなったと考えるが、仮に LNT モデルが科学的に証明された事実であるとまで認めることができないとしても、LNT モデルは科学的に有力な見解であり、国際的には、放射線防護の観点から、LNT モデルに従った運用が多く採用されており、一般通常人としては、LNT モデルが科学的に真実であると考えることは合理的である。

したがって、福島第一原発事故由来の放射性物質により僅かでも放射線被ばくする可能性があった場合、原告らそれが放射線被ばくを避けるために避難したことは当然である。また、福島第一原発事故由来の放射性物質により僅かでも被ばくする可能性が継続している限り、避難を継続することは当然である。

そこで本書面では、崎山比早子の尋問から LNT モデルが正しいことが明らかとなったこと、LNT モデルを前提とすれば、原告らそれぞれが避難をし、また、避難を継続していることが相当であることを主張する。

## 第2 LNT モデルが正しいこと

### 1 科学的なメカニズムから LNT モデルが正しいこと

これまでに原告らが主張してきたとおり、LNT モデルは科学的なメカニズムから考えれば正しいモデルである。このことは、原告らが提出した崎山意見書に詳述している。また、崎山比早子が証人尋問において証言したところである。

崎山証言によって明らかとなったことは、放射線は生物を構成する化合物の結合エネルギーの数万倍のエネルギーを持っていること（2019（令和元）年 7 月 10 日実施の崎山証人尋問の証人調書（以下、「崎山主尋問調書」という。）2 頁）、そのような放射線が人体に当たった場合、DNA が損傷すること（崎山主尋問調書 2~3 頁）、放射線による二本鎖切断によって DNA が損傷し、DNA に変異（修復ミス）が起きること（崎山主尋問調書 8~9 頁）、変異が蓄積して発がんすること（崎山主尋問調書 10 頁）から、科学的なメカニズムからみて LNT モデルが正しいということである。

一方、被告らは生体防御反応を理由に、あたかも、低線量被ばくによる発がんリスクにしきい値があるかのような主張をしている。

しかし、疫学調査によって検出されるがんは、そのような生体防御反応を通り抜けて最終的に出てきたものである。そのような生体防御反応をも織り込んだ上で設定されるモデルが LNT モデルなのである（2019（令和元）年 9 月 30 日実施の崎山証人尋問の証人調書（以下、「崎山反対尋問調書」という。）32 頁）。

したがって、科学的メカニズムから考えれば、発がんリスクに、これ以下だとリスクがないという閾値はなく、線量に比例してリスクは増加する。すなわち科学的なメカニズムから LNT モデルが正しいということである。

## 2 疫学調査も低線量被ばくの危険性を裏付けていること

### (1) はじめに

前項で述べたとおり、LNT モデルが科学的メカニズムの面から正しいことは明らかであるが、それに加えて、多数の疫学調査によっても LNT モデルの正しさが裏付けられている。

原告らが提出した崎山意見書 1~4 および崎山証言では、LNT モデルを裏付ける疫学調査を多数紹介している。

個々の疫学調査の意味については、すでに提出している疫学調査、崎山意見書に譲るが、以下では、裁判所が判決するに当たり是非とも押さえておいていただきたいポイントについて述べる。

### (2) 調査集団の大きな信頼性の高い疫学調査が LNT モデルの正しさを裏付けていること

まず、原告らが紹介した疫学調査は、おもに 2000 年以降に発表された調査集団の大きな疫学調査であることを指摘することができる。

いずれの疫学調査も、調査集団が数万人から数百万人と大きいため、疫学調査における統計上の誤差が少なくなり、調査結果の信頼性は高い（以上、崎山主尋問調書 12 頁）。

そして、こうした信頼性の高い疫学調査が LNT モデルの正しさを裏付けている。

### (3) 低線量被ばくあるいは低線量率被ばくを扱った疫学調査が LNT モデルを裏付けていること

次に、いずれの疫学調査も、低線量ないしは低線量率被ばくを対象とした疫学調査であることが指摘できる。

一般に、100 ミリシーベルト以下の放射線被ばくを低線量被ばく、低線量被ばくを慢性的に受け続けることを低線量率被ばくと定義されるが、原告らも、福島第一原発事故による低線量被ばくあるいは低線量率被ばくを避ける

ために避難を行っている。崎山が LNT モデルを裏付けるとして紹介している疫学調査は、いずれも、福島第一原発事故後の状況と類似した状況の低線量被ばくあるいは低線量率被ばくを対象としたものである。

低線量被ばくあるいは低線量率被ばくに関しては、さらに、人工放射線被ばくと自然放射線被ばくとに区分することができるが、それぞれの被ばくに基づく疫学調査の意味合いは異なるので、以下にその意味を述べる。

(4) 被ばく線量が正確に把握されている人工放射線被ばくを対象とした疫学調査が LNT モデルを裏付けていること

人工放射線被ばくは、レントゲンや CT 検査などによる医療被ばくや核関連施設労働者などの職業被ばくと言った被ばくを対象とする。

崎山意見書 2 (甲 A210) では、多数の核施設労働者の職業被ばくや医療被ばくの事例が紹介されているが、そのすべてが、低線量被ばくあるいは低線量率被ばくにおいて LNT モデルを裏付けている。

これらの人工放射線被ばくでは、被ばく線量がかなり正確に把握できているため、低線量被ばくあるいは低線量率被ばくの健康リスクを正確に推定することができる。その意味では、崎山意見書 2 で紹介している人工放射線被ばくの事例が、LNT モデルを裏付けていることは非常に価値が高い。

(5) より低線量の自然放射線被ばくを対象とした疫学調査も LNT モデルを裏付けていること

人工放射線被ばくは、被ばく集団の被ばく線量の正確性が高いという利点がある反面、自然放射線被ばくと比較すると被ばく線量や線量率が依然として高いという問題を抱えている。例えば、CT 検査を一回受けると約 4.5mSv の被ばくを受けてしまうが (崎山意見書 2 (甲 A210・20 頁))、これでは、原告らが避難元で直面していた被ばくの問題、すなわち年間 5mSv 以下という微量な放射線被ばくを毎日少しづつ受けるという低線量率被ばくの結果、どのような健康影響が観察されるのかという問題に対する回答とはならない。

そこで、本件原告らが直面していた状況、人工放射線被ばくのケースよりもより低線量率被ばくを受けた自然放射線被ばくにおける疫学調査がどのような結論を示しているかが、大きな意味を持ってくる（崎山意見書 2（甲 A210・17 頁）。

崎山が紹介しているスイスの疫学調査では、1mSv という低線量域でも有意にガンが増加するという疫学調査の結果が示されており（崎山意見書 2（甲 A210・18 頁））、ごく低線量被ばくであっても LNT モデルが裏付けられたという意味では非常に大きな価値がある。自然放射線被ばくの場合、人工放射線被ばくの場合と比較して、個々の対象者の被ばく線量推定の点で、正確性が劣る面は否定できないが、この点は、調査集団を数万人から数百万人と大きくすることで調査結果の信頼性を担保している。

崎山が紹介したイギリス、スイス、フィンランドにおける自然放射線被ばくに関する疫学調査も、LNT モデルを裏付けていることは、LNT モデルの正しさを証明しているといえる。

#### （6）広く国際的に LNT モデルが支持されていること

最後に、LNT モデルが疫学調査によって裏付けられている事実を、核産業の影響下にある NCRP も認めているという点を指摘することができる。

核産業にとっては、放射線被ばくによる健康への悪影響を認めることは、好ましくない結論であることは明らかであるが、崎山意見書 4（甲 A212）で紹介されている NCRP の論文では、29 の論文のうち 20 の論文が低線量被ばくにおける LNT モデルの正しさを裏付けていると結論づけている。

### 3 小括

このように、LNT モデルは科学的なメカニズムからも、また、疫学調査からも、その正しさが裏付けられている。

被告らは、国際的に LNT モデルが採用されている状況に対して、放射線防護のためという留保が付いており、必ずしも、LNT モデルの科学的真実さが証明

されているとは言えないと主張する。

しかし、被告らの主張は、LNT モデルが、まだまだ科学的証明が十分にされていないから、科学的な真実だとは言えないという学術論争レベルの議論にすぎない。原告らは、各々の避難行動の社会的相当性を評価するうえで、その根拠評価事由として LNT モデルが科学的知見として正しいことを主張立証しているのであって、厳密な学術論争を裁判の場で行っているわけではない。

もはや、崎山が紹介している上記(1)から(5)の特徴を持った最新の疫学調査からすれば、LNT モデルは、「仮説」 や「放射線防護のための原則」 にとどまるものではない国際的に確固たる地位を占めている科学的知見だといえる。

だからこそ、被告国が避難指示解除の基準としている年間 20mSv を下回る被ばくであっても、被ばくによる健康リスクはゼロだと考えるべきではなく、LNT モデルに基づいて被ばく線量に応じた相応の健康リスクがあると考え、被ばくを余儀なくされた原告らが、その健康リスクを避ける、下げるために避難という放射線防護対策をとったことは、LNT モデルという科学的知見に裏付けられた社会的に相当性を有した行動なのである。

以上より、福島第一原発事故由来の放射性物質により僅かでも被ばくする可能性があった場合、LNT モデルの考え方従って、より被ばくの可能性の低いところへ避難することは当然である。また、同様に、そのような状況が続く限り避難を継続することは当然である。

### 第3 各原告の避難の相当性について

#### 1 避難の相当性についての考え方

##### (1) はじめに

ア 本書面で「避難の相当性」と表現するのは、「本件事故により原告らが避難をし、あるいは継続をしていることが社会通念上やむを得ないことであり、かつその責任が被告国および被告東京電力にあること」を意味している。

イ 第1および第2で述べたように、原告らの居住地を中心としたその生活圏において、福島第一原発事故由来の放射性物質により僅かでも被ばくする可能性があった場合、原告らが、原告居住地よりも、より被ばくの可能性の低いところへ避難することは、相当性がある、と原告らは主張している。

同様に、そのような状況が続く限り避難を継続することもまた相当である。

ウ もっとも実際には、2項で詳細に述べるように、いずれの原告の生活圏も、福島第一原発事故由来の放射性物質に被ばくする可能性は、「僅か」どころか著しく高かったし、実際に被ばくをした可能性もかなり高い。

したがって原告らが避難せざるを得なかったのは当然のことである。

エ 本項では福島第一原発事故由来の放射性物質に被ばくする可能性があつたことについての考慮要素について、あらかじめ述べておく。

併せて、同じ程度の被ばくの可能性であってもなお避難する必要性が高い考慮要素についても指摘しておく。

## (2) 事故直後について

後記⑩で述べるように、福島第一原発事故直後から、少なくとも2011（平成23）年12月16日の「収束宣言」までの間は、福島第一原発がさらに爆発するなどして放射性物質が大量に環境中に放出される危険性があり、そのことが指摘されていた。その場合、爆発による影響は、本件事故よりもさらに大きくなることも予想されていた。

## (3) 空間線量について

ア 「本件事故後、本件事故前より放射性物質による汚染が悪化した」かどうかを判断する第一次的考慮要素として、まず空間線量が挙げられる。

イ 原告らの居住地における空間線量が、本件事故前よりも高くなつたのであれば、避難の相当性があると言わざるを得ない。

ウ その際の判断材料となる空間線量の計測値であるが、原告ら居住地に最も近い地点をまず参考とすべきである。

ただし、次項以下には留意すべきである。

エ 居住地と職場あるいは学校等が離れている場合、職場あるいは学校等の周辺の空間線量、その通勤、通学途中の空間線量も考慮する必要がある。

オ 居住地の直近の空間線量のみならず、その周辺の空間線量も加味して総合的に判断する必要がある。空間線量が連續して測定されているならばともかく、そうでない場合は、気象条件などで、その時だけ低い値が出る場合があるからである。したがって周辺の測定値も加味して判断すべきである。

カ このように、本件事故後、本件事故前より空間線量が上がったかどうかは、居住地周辺の空間線量だけで判断すべきものではない。

そもそも、空間線量自体が「本件事故後、本件事故前より放射性物質による汚染が悪化した」かどうかの考慮要素として、重要ではあるが唯一のものではなく、以下に述べる各考慮要素と総合して判断されるべきものであることを、常に意識しておく必要がある。

#### (4) 土壌汚染

土壌汚染の高低は、一般的には空間線量の高低として現れる。しかし、空間線量は、地面からの距離によって数値が容易に変化してしまう。

したがって、土壌汚染も考慮して判断しなくてはならない。

#### (5) 食品規制

ある地域で食品について（たとえ1品でも）規制がなされているということは、その地域が放射性物質に汚染されているということを意味する。

したがって、食品規制も重要な考慮要素である。

#### (6) 年齢

上記(2)ないし(5)はまさしく、「本件事故後、本件事故前より放射性物質によ

る汚染が悪化した」かどうかを判断する考慮要素であり、それらを総合して判断すべきことになるが、それ以外に「避難の相当性」を基礎づける考慮要素がある。

まず年齢である。崎山意見書1が指摘するように、若年者は成人よりも放射線感受性が高い（甲 A30・8～9頁）。したがって、同じ汚染状況下にいるとしても、年齢が若いものほど、避難の必要性が高くなる。

#### （7）性別

崎山意見書1が指摘するように、女性の方が男性よりも放射性物質に対する感受性が高い（甲 A40・8～9頁）。

また、妊娠した場合、前項で述べたように、胎児に、出産後は乳児に、健康被害の可能性が高まる。したがって、少なくとも妊娠する可能性のある女性もまた、同じ汚染状況下であっても、成人男性よりも避難の必要性が高い。

加えて、乳児を抱えている女性は、乳児だけを避難させることはできないため、自己の健康被害の可能性とは関係なく、乳児に健康被害が出る可能性が高いために一緒に避難する必要性がある。

#### （8）未成年者を抱える夫婦

前記（6）で指摘したように、未成年者は、放射性物質に対する悪影響を受けやすいため、避難の必要性が高い。乳児を抱える母親は当然に乳児と一緒に避難しなければならないことは（7）で指摘したが、乳児以外でも未成年者の子どもを避難させる場合には、仮にその両親に健康被害が出る可能性が高くなれば、未成年者と一緒に避難せざるを得ず、したがって、避難が相当であると判断されるべきである。

#### （9）避難者の認識

上記（2）～（8）に記載した考慮要素は、いずれも客観的なものである。

以上に加えて避難者の主観もまた、避難の相当性を基礎づける考慮要素となる。すなわち、避難者あるいはその家族が避難時点で認識していた事実・

情報に基づき「避難するしかない」と判断して避難した場合は、その事実・情報が一般人から見て明らかに信頼できないものである場合を除いて、また「避難すべき」と考えた判断が一般人から見て明らかに不合理な判断である場合を除いて、避難の相当性を基礎づける。例えば、避難者が自分で線量計を入手し、居住地周辺を複数回測定したところ、非常に高い値が計測された場合や、信頼できる学者の講演を聞いて、政府の「安全である」という宣伝が信用できないことを知ったことなどがそれにあたる。

(10) 避難の終期について（政府による収束宣言後も汚染が拡大していること）

ア 2011（平成 23）年 12 月 16 日に、当時の野田首相は、原発事故収束宣言を行った。

これまでの損害賠償請求訴訟の判決では、この原発事故収束宣言が行われた同年 12 月までは避難継続の合理性を基礎づけることができるが、それ以降は、（18 歳未満の子ども及び妊婦を除き）原則として避難継続の合理性を否定している。その理由は、収束宣言までは福島第一原発事故の進展により放射性物質汚染拡大の可能性があったが、2012（平成 24）年 1 月以降は汚染拡大の可能性がなくなったというものである（平成 30 年 3 月 16 日東京地裁民事第 50 部判決・436 頁～）。

しかし、この原発事故収束宣言を基準時として、原告らの避難継続の合理性を判断するのは誤りである。

イ 原発事故収束宣言は、正確には、東京電力福島第一原発事故の事故収束に向けた工程表ステップ 2（冷温停止状態の達成）の終了確認を受けて宣言されたものである。その冷温停止状態とは「発電所の事故そのものが収束に至った」というものであり、地域全体の汚染が終了したことを意味するものではない。この点は、野田首相も、事故収束宣言を発表した際に、事故収束については「オンサイト（原発敷地内）の問題」と限定し、「オフサイト（敷地の外）」では、引き続き課題があり、事故の対応はこれで終わ

ったわけでないと強調していることからも明らかである。

ウ 客観的にも、広大な地域に放出された放射性物質は、雨水とともに移動するので、水の流れ道に集まってホットスポットを形成している。自宅敷地内であれば、雨水が流れる雨どいや排水升などがミニホットスポットとなり、地域であれば、排水路や河川の合流ポイントや河口にホットスポットが形成される。

このような客観的事実は、NHK などテレビ局が繰り返し報道して、原告を含む市民にも、よく認識されているところである（甲 A218）。

エ また、2013（平成 25）年 9 月 7 日に、東京オリンピック招致のために安倍首相が、IOC 総会で言及した汚染水問題に関する発言は、当時、汚染水問題が国際的に大きな関心を集めていたことを表すものであり、放射性物質の拡散による汚染拡大の可能性があったことを裏付ける事実である。汚染水問題に至っては、現在もなお、抜本的な解決をみていない。なお、この安倍首相の発言は、当時の汚染水対策の状況を正確に表現したものではなく極めて楽観的な発言であったと大きな批判を受けている。

さらに、2013（平成 25）年 8 月 19 日には、福島第一原発 3 号機のガレキ撤去作業中に大量の放射線物質が飛散し、双葉町で大気中の放射性セシウム濃度が上昇する事故が起きている。同年の秋には、南相馬市で収穫されたコメから国の基準値を超えるセシウムが検出されているが、同年 8 月の事故との因果関係が疑われ、農林水産省が東京電力に対して、ガレキ撤去作業で放射性物質が飛散し、風で運ばれてコメを汚染したおそれがあるとして対策を求めたことが大きく報道された<sup>1</sup>。

オ このように、2011（平成 23）年 12 月 16 日の原発事故収束宣言後も、福島第一原発事故に由来する放射性物質は拡散して、周囲の環境汚染は拡大

---

<sup>1</sup> NHK かぶんブログ

<http://www9.nhk.or.jp/kabun-blog/200/192922.html>

し続けており、汚染が未だ収束したと言えない状況にあることも報道されていた。

そうすると、原発事故収束宣言が発表された後も、原告らの避難継続の相当性は、失われていない。

## (1) 小括

ア 以上述べてきたように、本件訴訟では、「避難の相当性」があったかどうかが争点となる。

イ その判断基準は、原則として、「福島第一原発事故由来の放射性物質により僅かでも被ばくする可能性があった」かどうかであるが、当該居住地の放射性物質による汚染が著しく悪化していれば、被ばくの可能性はより高くなり、「避難の相当性」は一層高くなる。

「福島第一原発事故由来の放射性物質により僅かでも被ばくする可能性があった」かどうかについては、避難時期、空間線量、土壤汚染、食品規制などの客観的事実を総合的に考慮して判断されなければならない。

ウ それとは別に、避難者の家族構成、性別、年齢などの避難者固有の客観的事実、及び避難者の避難時点での認識などの主観的事実もまた、重要な考慮要素となる。

以上を総合的に考慮して、避難の相当性について判断されるべきである。

エ 「避難の継続の必要性」も全く同じである。

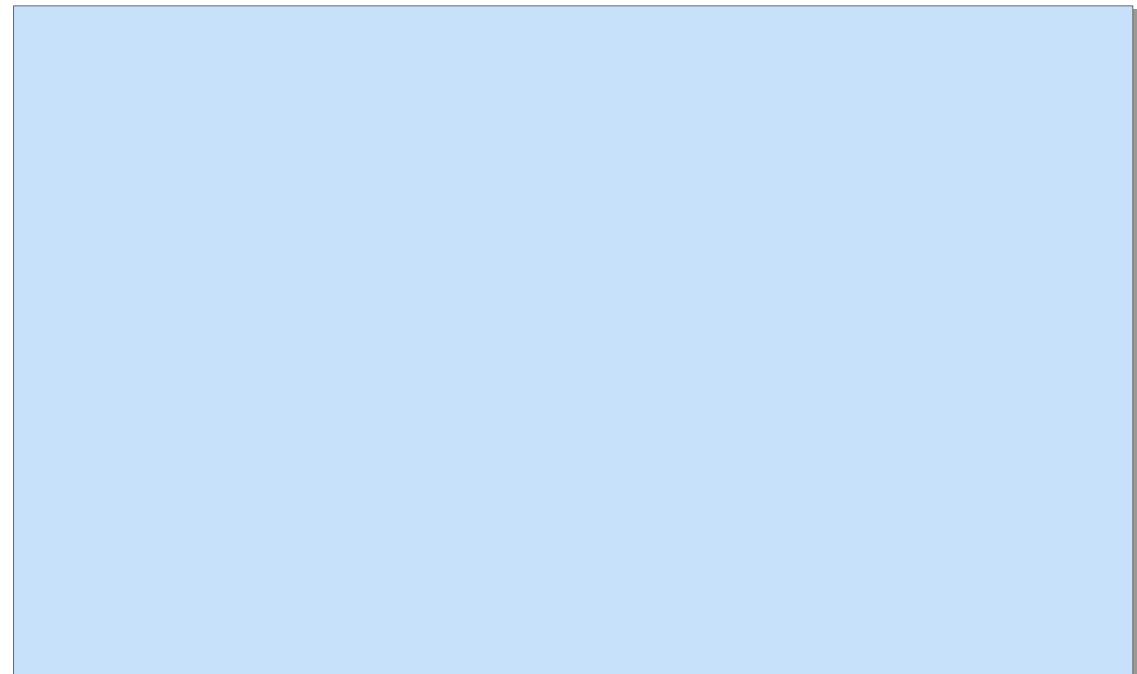
オ 次項2で詳しく述べるように、原告らの置かれた状況を総合的に判断するならば、原告らが避難したことに相当性はあるし、避難を継続したことにもまた相当性がある。

したがって、被告国および東電は、原告らが被った損害に対して当然にその賠償義務を負うことになる。

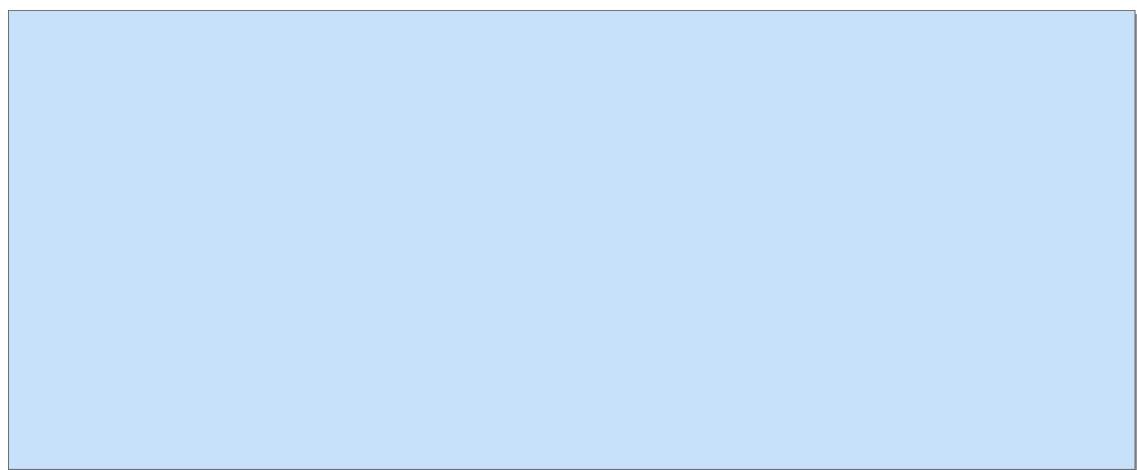
2 原告らが避難したこと、及び避難を継続していることが相当であること

(1) 原告番号 1~5 について

ア 原告番号 1 から 5 (以下まとめて「原告番号 1 ら」という) の本件事故当時の家族構成及び住居地



イ 原告番号 1 らの避難状況



ウ 原告番号 1 らが避難することが相当であったこと

(ア) 本件事故以前の原告番号 1 らの居住地の放射性物質による汚染状況

本件事故以前の原告番号 1 らの居住地は、福島第一原発から直線距離で約 40km 離れた福島県いわき市である。

本件事故前のいわき市の空間線量は  $0.05\sim0.06\mu\text{Sv}/\text{h}$  であった（甲 D 共 151）。

（イ）本件事故後、避難開始するまでの間の原告番号 1 らの生活圏及びその周辺の汚染状況

#### A いわき市の空間線量

いわき市では、2011（平成 23）年 3 月 15 日、最大  $23.72\mu\text{Sv}/\text{h}$ （福島県いわき市合同庁舎）を記録していた（甲 D1 第 5 号証）。

#### B いわき市の土壤汚染

表 3. 被曝量評価地点のセシウム 137 沈着量（2011 年 3 月 15 日 18 時換算）と沈着量比と座標

No	場所	セシウム 137 沈着量 Bq/m <sup>2</sup>	ヨウ素 131/セシウム 137 沈着量比	テルル 132/セシウム 137 沈着量比
1	いわき合同庁舎	2.2 万	73	7.5
2	小名浜支所	1.5 万	90	7.5
3	勿来支所	1.2 万	80	7.5
4	常磐支所	2.2 万	75	7.5
5	内郷支所	2.8 万	79	7.5
6	四倉支所	9.7 万	50	7.5
7	遠野支所	2.6 万	55	7.5
8	小川支所	2.3 万	79	7.5
9	好間支所	1.8 万	82	7.5
10	三和支所	3.3 万	37	7.5
11	田人支所	4.9 万	48	7.5
12	川前支所	4.2 万	35	7.5
13	久之浜支所	8.5 万	44	7.5
14	志田名集会所	36.6 万	21	7.5

出典「福島第 1 原発事故とともにいわき市の放射能汚染マップ作成と初期被ばく量評価に関する研究」実績報告書（2017 年 3 月 1 日 京都大学原子炉実験所 福谷哲 今中哲二）<sup>2</sup>

#### C いわき市の水道水汚染

福島県いわき市合同庁舎の水道水からは、2011（平成 23）年 3 月 16 日以降、放射性ヨウ素が検出され、同月 18 日から 19 日にかけてセシウムも検出されている（甲 D 共 159）。

平浄水場では 2011（平成 23）年 3 月 11 日以降、放射性ヨウ素が検

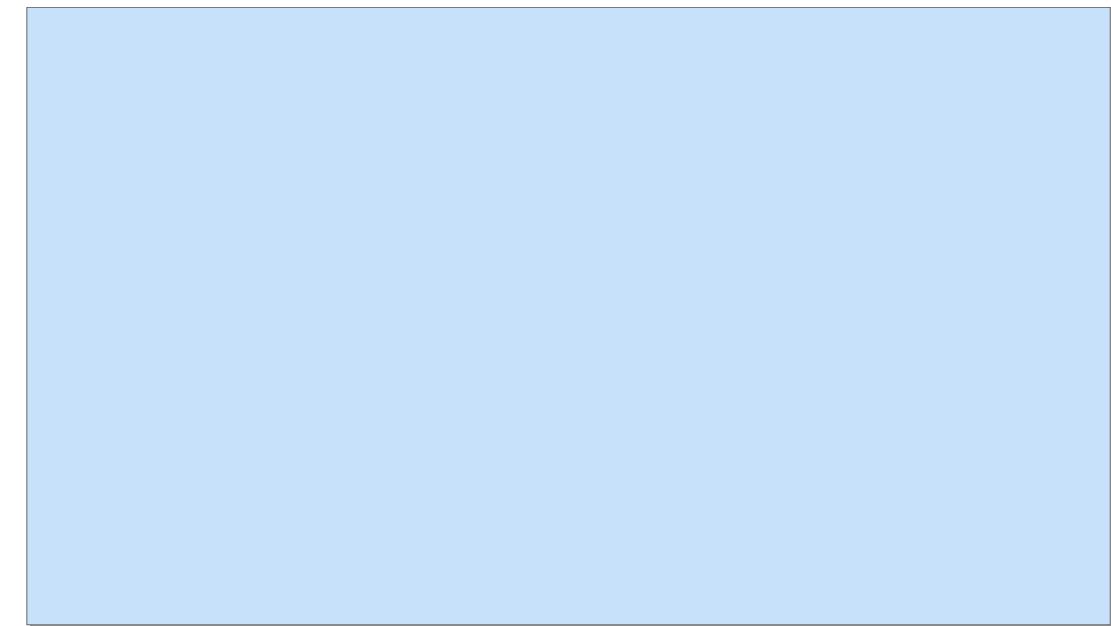
<sup>2</sup> <https://tarachineiwaki.org/wpcms/wp-content/uploads/20170510.pdf>

出されており、同月 21 日には山玉浄水場、同月 23 日以降、上野原浄水場からも断続的に放射性ヨウ素が検出されていた（甲 D 共 159）。

#### D 食品汚染

本件事故後、いわき市では、米を含むほとんどの農産品に放射能汚染が確認され、原乳、非結球性葉菜類（ホウレンソウ・コマツナ等）、結球性葉菜類（キャベツ類）、アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）、原木しいたけ（露地栽培）、原木ナメコ、キノコ類（野生のものに限る）、タケノコ、コシアブラ、ゼンマイ、タラノメ、ワラビ、ユズ、クリ、米（2012～2013（平成 24～25）年産。旧山田村の区域）イノシシの肉など様々な農産品が出荷制限の対象とされた。現在も、キノコ類（野生）、タケノコ、コシアブラ、ゼンマイ、タラノメ（野生）、ワラビ（野生）などの出荷制限は続いている、土壤汚染が現存していることを示している。

#### E 原告番号 1 らが独自に入手した情報



#### （ウ）原告番号 1 らが避難せざるを得なかったこと

原告番号 1 らが東京に避難したのは本件事故が発生してから僅か 5 日後の 2011（平成 23）年 3 月 17 日のことである。



このような原告番号 1 らの移動の経過も避難行動として至極合理的なものである。

工 原告番号 1 らが避難を継続していることが相当であること

他方で、福島第一原発事故の発災後、現在に至るまで緊急事態宣言は発令中であり、同原発の廃炉作業もこの先数十年は続くことになる。

また、被告国らは、本件事故によって放射性物質に汚染された広範な国土のうち僅かに住民の生活空間だけを除染するにとどまっており、それ以外の汚染地域は、生活空間に生活用水を供給する山林や湖川を含め、未だに手付かずのまま汚染されている。いわき市でも品目によっては現在に至るまで食品の出荷制限が続いているところ、これはいわき市における土壌汚染が現在も厳として存在することを示している。

このような状況を総合すれば、原告番号1らが現在に至るまで避難生活を継続していることには合理的な理由があるというべきである。

#### オ 小括

以上のとおりであるから、原告番号1らが避難したこと及び避難を継続したことは相当である。

#### (2) 原告番号6・7について

##### ア 原告番号6・7の本件事故時の家族構成及び居住地

。

#### イ 原告番号 7 らの避難状況

##### ウ 原告番号 7 らが避難することが相当であったこと

###### (ア) 本件事故以前の原告番号 8 らの居住地の放射性物質による汚染状況

原告番号 7 らの事故前の居住地は、福島第一原発から直線距離で約 200km 離れた埼玉県大宮市である。

本件事故前の埼玉県大宮市（現さいたま市）付近の空間線量は、0.031 ~0.060  $\mu$ Sv/h 程度であった（甲 A40）。

###### (イ) 本件事故後、避難開始するまでの間の原告番号 7 らの生活圏及びその周辺の汚染状況

###### A 空間線量

(a) 埼玉県大宮市は、福島第一原発から約 200km 程度の距離にあり、福島第一原発の爆発によってまき散らされた放射性物質のプルームは同市にも流れ、同地を汚染しホットスポットも多数発生している。原告番号 7 らと同様、同市周辺から避難した者は多数に上る。

(b) 原告番号 7 らの居住していた埼玉県大宮市の空間線量は、原告番号 7 らの居住地（避難元）住所から約 5.99 km の距離にある埼玉県庁においては、原告番号 7 らが避難を開始した時期である 2011（平成 23）年 4 月 17 日においては、上限の 0.06  $\mu$ Sv/h が計測されている。

さらに、2011（平成23）年3月15日には、 $1.222 \mu\text{Sv/h}$ であり、平常時の20倍近くの線量が計測されている（甲D7第5号証）。

#### B 土壌汚染

原告番号7らが居住していた埼玉県大宮市（現さいたま市大宮区）周辺においてもホットスポットと呼ばれる放射能汚染した場所が多く存在する（甲A219・66頁）。

（ そのことは原発事故から約5年経過した2016（平成28）年10月に捕獲されたニホンシカから放射性セシウムが検知されたことからも、埼玉県秩父市の土壌が汚染されていたかが理解できる。

#### C 水道水汚染

2011（平成23）年3月17日、文部科学省の測定では、福島県福島市の水道水からヨウ素とセシウムを検出した旨の報道がなされた（甲D共34）。

#### D 食品汚染

2011（平成23）年3月17日、厚生労働省は、各都道府県に対し、安全委員会により示された指標値を暫定的な規制値とすることを定め、これを上回る食品については食品衛生法第6条第2号に当るものとして食用に供されないようにすべき旨の通知を発出した（甲A1-1）。

福島第一原発建屋の2度の爆発事故後、福島県内の水道や農産物に摂取制限に関する指標を超える放射性物質が検出され（甲A1-1、原告準備書面16別紙時系列表13頁・甲D共33）、その後間もなく関東圏の水道水や食品の汚染、規制値を上回る放射性物質が検出された旨の報道がなされていった（同時系列表26頁・2011（平成23）年3月20日、茨城県北茨城市及び日立市のホウレンソウから暫定規制値の12倍、27

倍の放射性ヨウ素がそれぞれ検出された旨の報道がなされている。)。

また、2011(平成23)年3月22日、東京都中央卸売市場の大田市場において茨城、群馬、栃木などの関東圏を含む県の農産物について規制値を超える放射性物質が検出され、その後も出荷制限などが行われている。さらに翌23日には、東京都葛飾区の浄水場で乳児の飲用に適さない濃度の放射性物質が検出されたと発表された(原告準備書面(16別紙時系列表35頁・甲D共33))。

原告番号7らが居住する埼玉県でも近隣都県の農産物が流通しており、原告番号7らが避難する2011(平成23)年3月下旬においては、食品汚染を通じた内部被ばくの危険性も高まっていた。

#### E 原告番号7らの入手した情報

日本国内の報道においても、「水道水の汚染の基準値が引き上げられた」「葛飾区の金町浄水場で放射性ヨウ素が検出された」などの情報を入手した。2011(平成23)年3月17日ころ、アメリカ政府が福島第一原発から80キロ圏内に居住する同国民に対し避難勧告を出した旨の報道に触れた(甲D共33及び甲A219・79頁)。

#### (ウ) 原告番号7らが避難せざるを得なかったこと

##### A 事故拡大のおそれがあったこと

約1ヵ月後のことである。これら2度の爆発事故後、懸命な収束活動が行われていたものの、いまだ福島第一原発からは夥しい量の放射性物質が放出され続けていた。たとえば、2011（平成23）年4月16日には、福島第一原発1号機の出入り口扉越しに 270mSv/h という尋常ではない放射能漏れが起きており、2号機でも 12mSv/h、3号機でも 10mSv/h が観測されている。（原告準備書面(16)別紙時系列表 66 頁）。

このような放射能漏れをし続けている原発建屋には作業員が近づくことはできず、爆発の原因究明はおろか、次の爆発事故や余震による建屋の崩壊、放射能漏れについて確実に防御できる体制は一切整っていた。

したがって、福島第一原発の放射能漏れについて何らの対策も講じられておらず、逆に余震によって次なる惨事や放射能漏れが予想される中、原発から少しでも遠ざかり、汚染が進行する居住地から離ることは当然である。

#### B 避難元地域の汚染が著しいこと

原告番号7らが避難したのは2011（平成23）年4月17日であるが、原告番号7らが居住していた埼玉県の同年3月下旬から4月にかけての空間線量は 0.07～0.137  $\mu$ Sv/h（3月23日22時・甲 D7 第5号証資料 1）を計測し、それが毎日のように継続して計測されていることからすれば、原告番号7ら居住地も確実に汚染されていたことが明らかである。

#### C 水・食品等の汚染もあったこと

先述のとおり、原告番号7らが避難する前の2011（平成23）年3月後半から4月にかけて、暫定規制値というまやかしの規制基準が設けられ、当該基準を下回れば放射性被ばくの危険がないかのように報道されていたが、暫定規制値自体が、通常時の規制値を大幅に超えるも

のであり、本来使用されなければならない数値であった。

それにもかかわらず、暫定規制値を上回る農産物が関東圏で検出されたとの報道が相次いでいた。さらに、たとえ暫定規制値を下回る食品が流通しているといえど、その暫定規制値は急きょ決められた、まやかしの規制値に過ぎないから、事故前のように真に安心安全な食品を摂取することが不可能となっていた。原告番号7らは、このまま埼玉に住み続ければ、確実に放射性物質を含んだ食品を食べ続けなければならず、内部被ばくを強いられる状況にあった。

したがって、かかる危険、ひいては事故の健康被害を避けるため、食品の面でも放射能汚染がない地域に避難しようとするこはむしろ当然の行動である。

D 以上のとおり、原告番号7らは、原発建屋の爆発事故及びその被害の拡大、放射能汚染が拡大する蓋然性が高い時期に避難をしたものである。

さらに、空間線量から明らかなように避難元地域は著しく汚染され、また、放射性物質に汚染された水や食品等を摂取する恐れがあった。

よって、かかる状況において原告7らが避難をしたことは相当である。

エ 原告番号7らが現在に至るまで避難を続けていることが相当であること

原発事故が発生し、埼玉県秩父市は放射能汚染に見舞われ、ホットスポットが多数発生していた。

埼玉県秩父市には豊かな自然があるが、そうであるがゆえに一度放射能汚染した場合、草木、土壌にしみ込んだ放射性物質を除染をすることは極めて困難となる。

実際にも、埼玉県秩父市では、野生のイノシシやニホンシカが生息し、それらが放射能汚染をしていないか定期的に検査している。

2016（平成28）年10月4日に捕獲したニホンシカからはセシウム134及び137の濃度は、一般食品の基準値である100Bq/kgを超える360Bq/kg、130Bq/kgが検出されている（甲D7第14号証）。

野生のニホンシカにセシウムが検出されたということは、そのニホンシカが棲む埼玉県秩父市の土壤も汚染されていることが明らかであり、放射性セシウムの半減期を考えれば原告番号7らがいまだ避難を継続していることは当然である。

#### オ 小括

以上のとおりであるから、原告番号7らが避難をしたこと及び避難を継続したことは相当である。

#### （3）原告番号8～11について

ア 原告番号8から11（以下まとめて「原告番号8ら」という。）の本件事故当時の家族構成及び住居地

。

#### イ 原告番号8らの避難状況

##### （ア）避難開始時期

ウ 原告番号 8 らが避難することが相当であったこと

(ア) 本件事故以前の原告番号 8 らの居住地の放射性物質による汚染状況

原告番号 8 らの事故前の居住地は、福島第一原発から直線距離で約 240 km 離れた東京都葛飾区である。

本件事故前の東京都の平均空間線量は  $0.028\text{--}0.079\mu\text{Sv/h}$  であった (甲 A40)。

(イ) 本件事故後、避難開始するまでの間の原告番号 8 らの生活圏及びその周辺の汚染状況

#### A 空間線量

(a) 東京都葛飾区金町二丁目ときわ公園 (避難元住居から約 4 キロ) の空間線量 (甲 D9 第 5 号証・3 頁)

① 2011 (平成 23) 年 5 月 25 日

$0.31\mu\text{Sv/h}$  (甲 D9 第 5 号証・2 頁)

② 2011 (平成 23) 年 6 月 23 日

$0.25\mu\text{Sv/h}$  (甲 D9 第 5 号証・2 頁)

③ 2012 (平成 24) 年 7 月 28 日

$0.25\mu\text{Sv/h}$  (甲 D9 第 5 号証・2 頁)

#### B 土壌汚染

東京都内でも葛飾区は、土壌汚染の程度が最も高く、2011 年 3 月換算でセシウム合算  $3800\text{Bq/kg}$  であった (甲 A219・78 頁)

### C 水道水汚染

水道水については、2011（平成23）年3月21日に、原告番号8らの生活用水を供給する東京都水道局の金町浄水場の水道水から、乳児に対する暫定規制値（100Bq/kg）を超える210Bq/kgの放射性ヨウ素が検出された（原告準備書面16別紙時系列表35頁・甲D共33・140頁、甲A219・79頁）。

### D 食品汚染

2011（平成23）年3月17日、厚生労働省は、各都道府県に対し、安全委員会により示された指標値を暫定的な規制値とすることを定め、これを上回る食品については食品衛生法第6条第2号に当るものとして食用に供されないようにすべき旨の通知を発出した（甲A1-1）。

福島第一原発建屋の2度の爆発事故後、福島県内の水道や農産物に摂取制限に関する指標を超える放射性物質が検出され（甲A1-1、原告準備書面16別紙時系列表13頁・甲D共33）、その後間もなく関東圏の水道水や食品の汚染、規制値を上回る放射性物質が検出された旨の報道がなされていった（同時系列表26頁・2011（平成23）年3月20日、茨城県北茨城市及び日立市のホウレンソウから暫定規制値の12倍、27倍の放射性ヨウ素がそれぞれ検出された旨の報道がなされている。）。

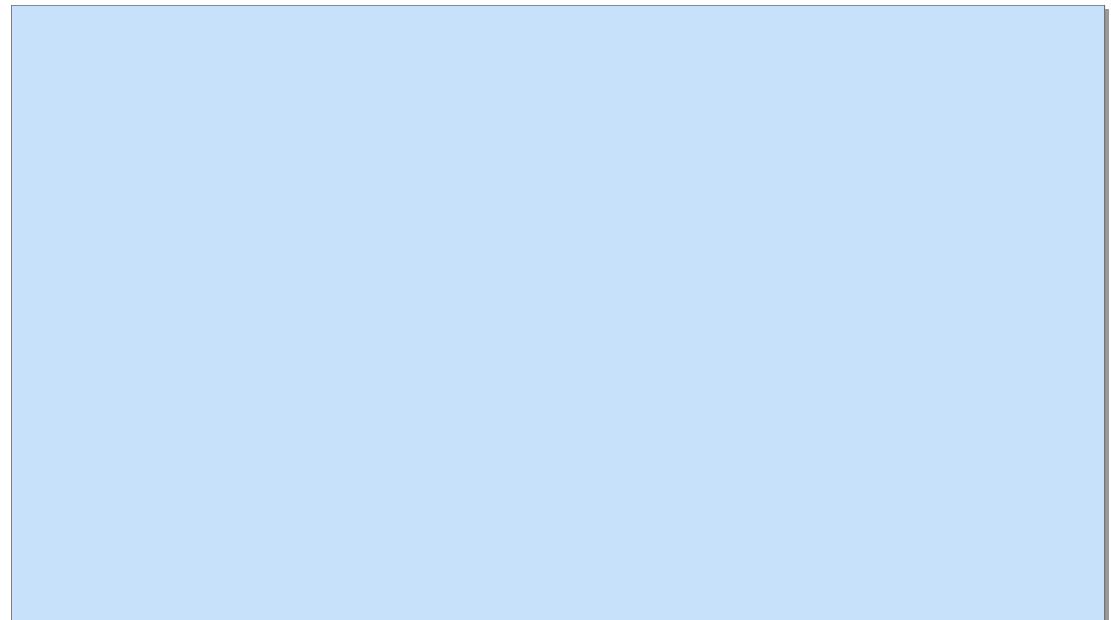
また、2011（平成23）年3月22日、東京都中央卸売市場の大田市場において茨城、群馬、栃木などの関東圏を含む県の農産物について規制値を超える放射性物質が検出され、その後も出荷制限などが行われている（原告準備書面16別紙時系列表35頁・甲D共33）。

原告番号8らが居住する東京都でも近隣都県の農産物が流通しており、原告番号8らが避難する2011（平成23）年3月下旬においては、食品汚染を通じた内部被ばくの危険性も高まっていた。

### E 原告番号8らの福島原発事故前の放射線被ばくについての知識



F 原告番号 8 らが避難前に得ていた情報



(ウ) 原告 8 らが避難せざるを得なかつたこと

A 2011 (平成 23) 年 3 月 17 日から同月 21 日までの大阪市への避難

(a) 原告らが大阪市に避難をした 2011 (平成 23) 年 3 月 17 日は、福島第一原発の 1 号機が爆発した日の 5 日後、3 号機が爆発した 14 日からわずか 3 日後のことである。当時、福島第一原発では使用済み核燃料が保存されている 4 号機の燃料プールに注水ができるか否か、できなければ 4 号機が爆発するかもしれないといった議論がされていた状況であり、今後、福島第一原発がどのようになるのか一切の予断を許さない状況にあった。もし、4 号機が爆発するといったことになれば、さらに汚染は広がり、一層の被ばくが避けられない状況だった。

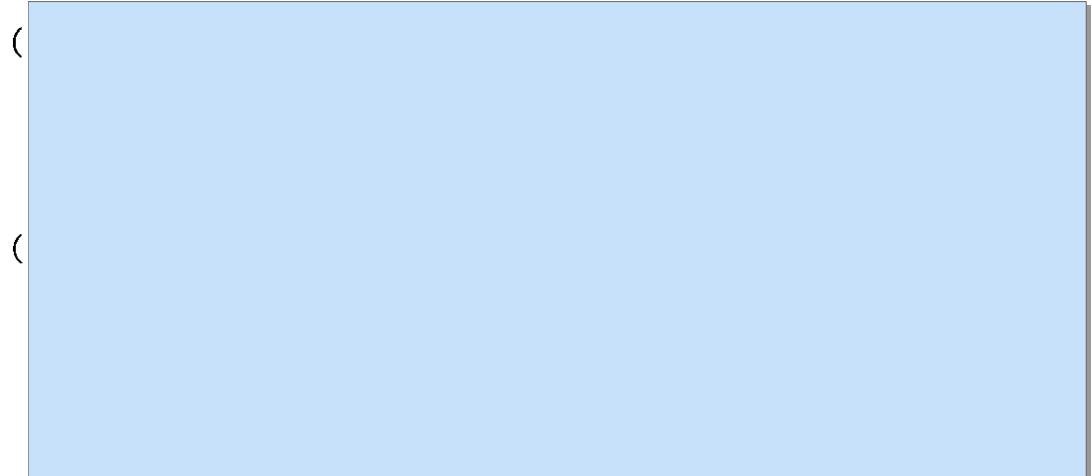
したがつてこの時期にひとまず原発から離れようと避難をするのは論じるまでなく当然のことである。

(b) また、現実の汚染状況を見ても、2011（平成23）年3月17日ころの原告番号8ら居住地周辺の空間線量は、少なくとも $0.31\mu\text{Sv}/\text{h}$ であり、事故前に比べてはるかに高い数値であった。

(c) 先述のとおり、原告番号8らが避難した2011（平成23）年3月後半から4月にかけては、食品の安全性について、暫定規制値というまやかしの規制基準が設けられ、当該基準を下回れば放射性被ばくの危険がないかのように報道されていたが、暫定規制値自体が、通常時の規制値を大幅に超えるものであり、本来使用されてはならない数値であった。

それにもかかわらず、暫定規制値を上回る農産物が関東圏で検出されたとの報道が相次いでいた。さらに、たとえ暫定規制値を下回る食品が流通しているといえど、その暫定規制値は急きょ決められた、まやかしの規制値に過ぎないから、事故前のように真に安心安全な食品を摂取することが不可能となっていた。原告番号8らは、このまま葛飾区に住み続ければ、確実に放射性物質を含んだ食品を食べ続けなければならず、内部被ばくを強いられる状況にあった。

したがって、かかる危険、ひいては事故の健康被害を避けるため、食品の面でも放射能汚染がない地域に避難しようとすることはむしろ当然の行動である。



ため、その両親たる原告番号 8 および同 9 が、同 11 とともに避難を決意するのは、なおさら当然である。

B 2011（平成 23）年 3 月 29 日から現在に至るまでの福岡県糟屋郡志免町への避難

（b）しかし、原告らが一時帰宅したのと同じ日の同年 3 月 21 日、原告らの自宅から 5 キロで自宅の生活用水を供給している金町浄水場にて、放射性物質が高濃度で検出されたという報道がなされた。

人は水が無くては生活ができない。飲用水はもちろん衣類の洗濯や食器洗浄にも水は欠かせない。水道水に含まれる放射性物質が、食器の洗浄や洗濯の過程で食器や衣服に付着し、それを原告番号 8 らを含む金町浄水場からの水道水の供給を受けている市民が、呼吸ないしは飲食の過程で体内に取り込んだ場合には、内部被ばくしてしまう危険性が生じていた。

金町浄水場汚染に関する報道により、原告番号 8 らが自宅を構えていた葛飾では、ペットボトルの水が売り切れるなど、現地住民はパニックに陥っていた。

（c）また、この時点での東京都葛飾区の空間線量は、少なくとも  $0.31 \mu \text{Sv/h}$  であり、この時点でも事故前に比べてはるかに高い数値であった。

（d）依然として、食品規制は続いており、終息のめどは全く立っていないかった。

成 23) 年 3 月 29 日に、事故及び家族に健康被害が生じることを避けるため、特に生活用水の汚染という決定的な事実を受けて、原告番号 8 らが、再び避難をせざるを得ないと考えたのは当然のことである。

エ 原告番号 8 らが現在まで避難を続けたことが相当であること

(ア) 原告番号 8 ら避難後の東京都葛飾区の空間

原告番号 8 ら避難後の東京都葛飾区では、2011（平成 23）年以降、空間放射線量の測定が行われている。それによると、線量は徐々に下がっているものの、少なくとも 2013（平成 25）年 12 月までは、事故前と比較して線量が高い状況が継続していた（甲 D9 第 8 号及び同 9 号）

(イ) 原告番号 8 らが避難を継続していることが相当であること

他方で、福島第一原発事故の発災後、現在に至るまで緊急事態宣言は発令中であり、同原発の廃炉作業もこの先数十年は続くことになる。

このような状況を総合すれば、原告らが現在に至るまで避難生活を継続していることには合理的な理由があるというべきである。

オ 小括

以上のとおりであるから、原告番号 8 らが避難したこと及び避難を継続したことは相当である。

(4) 原告番号 12 について

ア 原告番号 12 の本件事故当時の家族構成及び住居地

イ　原告番号 12 の避難状況

(ア) 避難開始時期

(イ) 避難終了時期

本件訴訟結審時点において、いまだに避難は終了していない（甲 D12 第 1 号証）。

ウ　原告番号 12 が避難すること相当であったこと

(ア) 本件事故以前の原告番号 8 らの居住地の放射性物質による汚染状況

東京都新宿区の本件事故前の空間線量は  $0.028\sim0.079\mu\text{Sv}/\text{h}$  程度であった（甲 A40）。同じく東京都日野市の事故前の空間線量も同程度であったと推定される。

(イ) 本件事故後、避難開始するまでの間の原告番号 12 の生活圏及びその周辺の汚染状況

A　空間線量

また自宅から  $2.26\text{km}$  離れた子構公園で、2011（平成 23）年 12 月 26 日に、地上  $1\text{m}$  の高さで  $0.1\mu\text{Sv}/\text{h}$  が観測されている。地上  $5\text{ cm}$  の高さでは  $0.11\mu\text{Sv}/\text{h}$  の値である（甲 D12 第 5 号証）。

それだけでなく、日野市のその他の地点も、2011（平成 23）年 12 月 26 日から翌 27 日にかけて、地上  $1\text{m}$  の高さで  $0.07\sim0.08\mu\text{Sv}/\text{h}$ 、地上  $5\text{ cm}$  の高さでは  $0.07\sim0.11\mu\text{Sv}$  の空間線量を計測している（甲 D12 第 5 号証資料 1）。

B　土壤汚染（甲 A219）

(a) 甲 A 第 219 号証 76~77 頁は東京都の土壤汚染マップである。これには日野市と立川市の境界付近でオレンジの丸が記載してある。すなわち、セシウム 134 及びセシウム 137 の合算値で 400~800Bq/kg の土壤汚染が検出されたということである。これは、実際の観測値を 2011 (平成 23) 年 3 月時点の数値に減衰補正した数値である。

同様に、日野市の南側に隣接する八王子市でも 400~800Bq/kg (オレンジ色の丸) が検出されている。

また、日野市の周辺には 100~400Bq/kg 程度の汚染が分布している。

このような汚染状況において、日野市だけ汚染がないはずではなく、日野市にも汚染が広がっていると推測される。

(b) 甲 A219 で測定してあるセシウム 134 とセシウム 137 の半減期は、それぞれ、2 年 (セシウム 134) と 30 年 (セシウム 137) である。

前述した通り、原告番号 12 が避難したのは、事故から 9か月後の 2011 (平成 23) 年 12 月である。この時期は、セシウム 137 の半減期である 30 年はもちろんのこと、セシウム 134 の半減期である 2 年さえも到来していない。

これらのことから、原告番号 12 が避難した時点において、東京都日野市はまだまだ汚染が残っている状況であった。

### C 事故の進展による放射性物質放出の可能性

訴状や原告ら準備書面 16 で述べた通り、本件事故後も、さらなる爆発事故が起き、放射性物質が大量に放出されるおそれがあった。政府も最悪シナリオを作り、関東一円の避難を想定していた。新聞等でもさらなる放射性物質拡散のニュース等が流れている。2011 (平成 23) 年 12 月に政府が一応の「収束宣言」を出したが、少なくとも 2011 (平成 23) 年 12 月末日までの間は、さらなる爆発によって放射性物質の

大量放出が再び起こる可能性があったと言える。

D 原告番号 12 が避難前に得ていた情報（甲 D12 第 5 号証）

。

(ウ) 原告番号 12 が避難せざるを得なかったこと

上記のとおり、原告番号 12 が避難した 2011（平成 23）年 12 月の時点で、原告番号 12 の自宅から 2.26km の距離にある子構公園において、地上 1m の高さで  $0.1 \mu \text{Sv}/\text{h}$ 、地上 5 cm の高さで  $0.11 \mu \text{Sv}/\text{h}$  の空間線量が計測されている。前述したように福島第一原発事故前の空間線量が  $0.028 \sim 0.079 \mu \text{Sv}$  であったことからすると、子構公園の空間線量は、事故前線量の 1.2～3.5 倍の線量である。そして、自宅からの距離 2.26km は生活圏内である。

また、日野市の周辺では～800Bq/kg の土壌汚染が観測されている。

これらの数値から、原告番号 12 の避難前住居の生活圏は、福島第一原発事故由来の放射性物質に汚染されていたことが、客観的に明らかである。

さらには、原告番号 12 が避難した 2011 年（平成 23）年 12 月の時点においても、事故の進展による更なる放射性物質拡散の可能性もあった。

客観的な汚染状況や事故の進展可能性、原告番号 12 が得ていた情報等に鑑みれば、原告番号 12 が避難せざるを得ないと考え、避難をしたことは当然である。

（イ）原告番号 12 が現在まで避難を続けたことが相当であること

本件事故によって放出されたセシウム 137 の半減期は 30 年であり、現在も汚染は継続していると考えられる。

したがって、仮に現時点において汚染の程度が低かったとしても、原告番号 12 が日野市に帰ることは不可能である。

原告番号 12 が現在まで避難を続けたことには相当性がある。

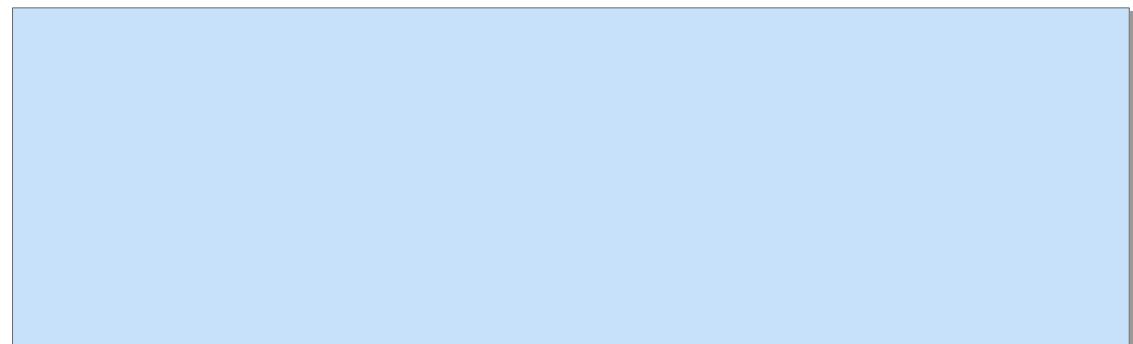
（オ）小括

以上のとおり、客観的な汚染状況や事故の進展可能性、原告番号 12 が得ていた情報等に鑑みれば、原告番号 12 が避難したことには相当性がある。また、現在も汚染が継続していると考えられることや、日野市における生

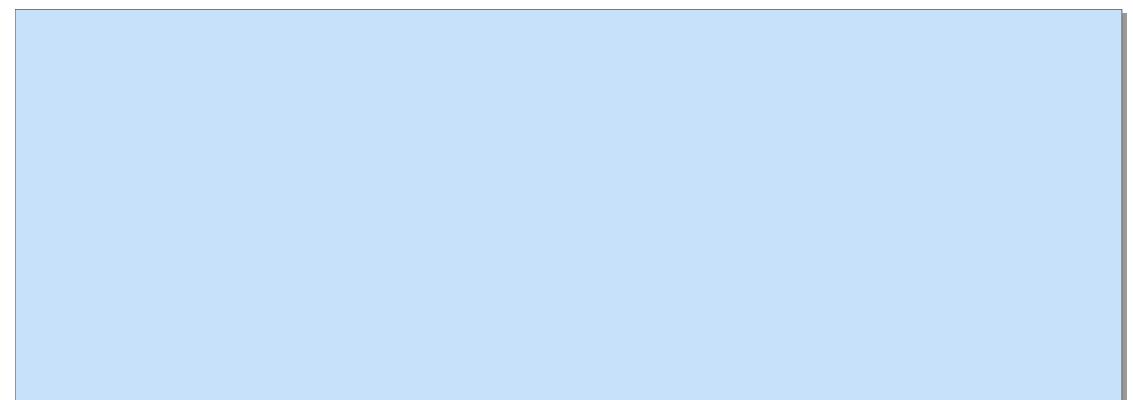
活基盤が喪失していることから、原告番号 12 が避難を継続したことも相当性である。

(5) 原告番号 13~16 について

ア 原告番号 13~16 の本件事故当時の家族構成及び居住地



イ 原告番号 13 らの避難状況



ウ 原告番号 13 らが避難することが相当であったこと

(ア) 本件事故以前の原告番号 13 らの居住地の放射性物質による汚染状況

原告番号 13 らの居住地は、福島県いわき市であり、福島第一原発から直線距離で約 60 キロメートル離れた場所であった。

本件事故前のいわき市の空間線量は 0.05~0.06  $\mu\text{Sv}/\text{h}$  であった（甲 D 共 151）。

(イ) 本件事故後、原告番号 13 らの避難開始までの生活圏及びその周辺の汚染状況

A いわき市の空間線量（甲 D 共 151）

いわき市では、2011（平成 23）年 3 月 15 日、最大 23.72  $\mu\text{Sv}/\text{h}$ （福

島県いわき市合同庁舎)を記録していた(甲D1第5号証)。

## B 土壤汚染

表3. 被曝量評価地点のセシウム137沈着量(2011年3月15日18時換算)と沈着量比と座標

No	場所	セシウム137沈着量 Bq/m <sup>2</sup>	ヨウ素131/セシウム 137沈着量比	テルル132/セシウム 137沈着量比
1	いわき合同庁舎	2.2万	73	7.5
2	小名浜支所	1.5万	90	7.5
3	勿来支所	1.2万	80	7.5
4	常磐支所	2.2万	75	7.5
5	内郷支所	2.8万	79	7.5
6	四倉支所	9.7万	50	7.5
7	遠野支所	2.6万	55	7.5
8	小川支所	2.3万	79	7.5
9	好間支所	1.8万	82	7.5
10	三和支所	3.3万	37	7.5
11	田人支所	4.9万	48	7.5
12	川前支所	4.2万	35	7.5
13	久之浜支所	8.5万	44	7.5
14	志田名集会所	36.6万	21	7.5

出典「福島第1原発事故にともなういわき市の放射能汚染マップ作成と初期被ばく量評価に関する研究」実績報告書(2017年3月1日 京都大学原子炉実験所 福谷哲 今中哲二)<sup>3</sup>

## C 水道水汚染

福島県いわき市合同庁舎の水道水からは、2011(平成23)年3月16日以降、放射性ヨウ素が検出され、同月18日から19日にかけてセシウムも検出されている(甲D共159)。

平浄水場では2011(平成23)年3月11日以降、放射性ヨウ素が検出されており、同月21日には山玉浄水場、同月23日以降、上野原浄水場からも断続的に放射性ヨウ素が検出されていた(甲D共159)。

## D 食品汚染

福島県における食品の放射能汚染状況につき、玄米につき、2011(平成23)年度は最大861Bq/kg(中央値で11.5Bq/kg)、2017(平成29)年度まで検出限界値を上回っていた。

<sup>3</sup> <https://tarachineiaki.org/wpcms/wp-content/uploads/20170510.pdf>

自家消費野菜については、事故発生から 6 年を経過した 2017 (平成 29) 年度に実施した検体数 50088 件のうち、50Bq/kg 超が 3830 検体 (7.6%) に上った。特に、山菜・キノコ類は 23.9% の検体で 50Bq/kg 超となっている (以上につき、甲 A219・48~49 頁)。

#### E 原告番号 13 らが得た情報

原告番号 13 らは、ラジオ等で、原子力工学の専門家である小出裕章氏 (元京都大学原子炉実験所助教) が、子どもは幼いほど放射線に対する感受性が高いこと、子どもへの健康被害を避けるためには速やかに避難すべきであるとの趣旨の話を聞いた。また、インターネット上で各種の避難情報を得ていた。

##### (ウ) 原告番号 13 らが避難せざるを得なかつたこと

原告番号 13 らが居住していたのは、本件事故が発生した福島第一原発と同じ福島県内であり、福島第一原発からの距離も約 60km であつて、そもそも避難をするのは当然といえる。この点、一般財団法人とうほう地域総合研究所のアンケート (甲 D 共 153・11 頁) においても、いわき地域においては、「一時的に県外に自主避難したことがある」との回答割合が 51.9% と最も高かった、同地域においては「県外への自主避難」、「県内への自主避難」、「長期休暇に自主避難」のいずれかを回答した割合は 68.5% に上るとされ、過半数の住民が何らかの形で自主避難をしている。

前記のとおり、いわき市で高い空間線量を観測している (甲 D 共 151 等)。

原告番号 16 は、震災発生から 3 日後の 3 月 14 日に出生しており、また原告番号 14 も同日の出産直後であったため、事故発生直後に原告番号 13 ら家族が避難をすることは現実的に困難であった。

そのため、避難時までは相当程度の被ばくを受けざるをえない状況に

工 原告番号 13 が現在まで避難を続けたことが相当であること

他方で、福島第一原発事故の発災後、現在に至るまで緊急事態宣言は発令中であり、同原発の廃炉作業もこの先数十年は続くことになる。

また、被告国らは、本件事故によって放射性物質に汚染された広範な国土のうち僅かに住民の生活空間だけを除染するにとどまっており、それ以外の汚染地域は、生活空間に生活用水を供給する山林や湖川を含め、未だに手付かずのまま汚染されている。いわき市でも品目によっては現在に至るまで食品の出荷制限が続いているところ、これはいわき市における土壌汚染が現在も厳として存在することを示している。

このような状況を総合すれば、原告番号 13 らが現在に至るまで避難生活を継続していることには合理的な理由があるというべきである。

才 小括

以上のとおりであるから、原告番号 13 らが避難をしたこと及び避難を継続したことは相当である。

### (6) 原告番号 17~20 について

ア 原告番号 17 から 20 (以下まとめて「原告番号 17 ら」という) の本件事故  
当時の家族構成及び住居地

イ 原告番号 17 らの避難状況

ウ 原告番号 17 らが避難することが相当であったこと

(ア) 本件事故以前の原告番号 17 らの居住地の放射性物質による汚染状況

原告番号 17 らの居住地は、福島第一原発から直線距離で約 170 km 離れた茨城県つくば市である。

本件事故前のつくば市の空間線量は  $0.06 \mu\text{Sv}/\text{h}$  程度とされていた(丙 D17)。

(イ) 本件事故後、避難開始するまでの間の原告番号 17 らの生活圏及びその

## 周辺の汚染状況

### A 空間線量

#### (a) 2011(平成23)年3月18日頃

茨城県では、同年3月15日、16日に高濃度のプルームが通過しており、16日には早朝から午前中に県南で降雨があった(甲 A219)。

同年3月15日7:13には、茨城県東海村の日本原子力研究開発機構(JAEA)が、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量を観測した(甲 D共33・99頁)。同3月15日12:35には、茨城県東海村で一時、通常値の100倍の値が観測された(甲 D共33・104頁)。東海村は、原告番号17らの居住するつくば市から北東に約60キロメートル程度の距離にあるが、放射性プルームの流れからすると東海村上空を通過したプルームがつくば市上空を通過したと考えられるため(甲 D219・50~51頁)、つくば市でも同程度の線量が計測されていたと推測される。

つくば市では、現在公表されている放射線量の測定結果は2011(平成23)年5月27日以降のものに限られるが、下記のとおり、同年5月27日における原告番号17らの居住地周辺の放射線量からすれば、少なくとも同程度かそれ以上の放射線量が計測されていたことは推定される。

#### (b) 2011(平成23)年5月上旬頃

原告番号17らの居住地付近でありかつ、原告番号19が通っている松代幼稚園(原告番号17らの自宅から約191m)において、2011年(平成23)5月27日に地上から100cmでの空間線量 $0.138 \mu\text{Sv}/\text{h}$ が計測されている(甲 D17第5号証)。

また原告番号らの居住地から約7kmの生活圏内にある谷田部南小学校において、2011(平成23)年5月27日に地上から100cmでの空間線量 $0.278 \mu\text{Sv}/\text{h}$ が計測されている(甲 D17第5号証)。

(c) 2011(平成23)年7月頃

2011(平成23)年7月11日、谷田部南小学校で地上から100cmでの空間線量 $0.299\mu\text{Sv}/\text{h}$ が、同年同月7月25日には $0.286\mu\text{Sv}/\text{h}$ が計測されている(甲D17第8号証の1)。

(d) 2012(平成24)年8月頃

2012(平成24)年8月14日、谷田部南小学校で地上から100cmでの空間線量 $0.157\mu\text{Sv}/\text{h}$ が、同年同月28日には $0.170\mu\text{Sv}/\text{h}$ が計測された(甲D17第8号証の2)。

(e) 原告番号17らが自宅周辺地を自分で測定したところ、2011(平成23)年4月ころ、自宅の雨どい付近で $3\mu\text{Sv}/\text{h}$ 、同年6月ころ、自宅周辺の公園などで $0.3\mu\text{Sv}/\text{h}$ という計測値を得た(甲D17第1号証)。

## B 土壌汚染

前述のように、茨城県では、2011(平成23)年3月15日と16日に放射性プルームが上空を通過したが、その後も同年同月21日の午前中に高濃度の放射性プルームが通過している。そして、21日には茨城県全域で9~30mmのまとまった降雨があったため、相当量の放射性セシウムが土壌に沈着した。

結果、2011(平成23)年3月15日時点で、茨城県内で5市町村17地点で Chernobyl 法区分で当てはめた場合に「移住の権利」が認められるレベルの土壌汚染が計測され、「何らかの保障」が必要となるレベルには27市町村127か所が該当している。

つくば市も、市内の9か所で何らかの保障が必要なレベルの土壌汚染が計測された。さらに、周辺の龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市では、それぞれ複数箇所から、Chernobyl 法区分で「移住の権利」が認められるレベルの土壌汚染が計測された。

そうすると、当該地域の土壤汚染は同じ放射性プルームによる汚染と考えられる以上、つくば市でも、計測した計 40 地点以外の地点で移住の権利が認められる 2800 Bq/kg 以上の汚染が生じていた可能性も十分ある。

そして、土壤汚染が計測されるということは、除染が行われない限り、汚染物質は土地残留し、放射線を出し続けるということであるし、水道水や食品も汚染されていることに他ならない。

#### C 水道水汚染

水道水については、2011（平成 23）年 3 月 24 日に、北茨城市、日立市、常陸太田市、東海村、笠間市、の水道水や浄水場から乳児に対する暫定規制値（100 Bq/kg）を超える放射性物質が相次いで検出された（甲 D 共 33・144 頁）。また、NHK 総合テレビ番組「クローズアップ現代」が、「原発事故 広がる波紋」として、放射性物質が福島県外でも相次いで測定されたこと、野菜や水道水からも検出され始めた現状を報告した。

#### D 食品汚染

（a）2011（平成 23）年 3 月以降、茨城県の多くの農水産物が規制された。

##### I 野菜類の規制

ホウレンソウは、2011（平成 23）年 3 月 21 日から一部地域で、3 月 23 日からは全域で規制され、カキナは 3 月 21 日から、パセリは 3 月 23 日から全域で規制された。タケノコは平成 24 年 4 月から県内 14 市町村で規制され、原木シイタケやコシアブラも規制された。

##### II 水産物の規制

水産物では、イシガレイ、スズキ、シロメバル、ニベ、マダラ、ヒラメ、コモンカスベ、アメリカナマズ、ギンブナ、ウナギが、それぞれ 2012（平成 24）年 4 月以降、出荷制限の規制を受けた。

##### III その他

その他、イノシシの肉や茶も、2011（平成23）年12月や2011年6月から規制されている。

（以上の規制情報については、甲A第57号証による。）

（b）上記出荷制限は、それぞれ各農林水産物から放射性物質が検出されたことによるが、これら以外にも、茨城県内では、2011（平成23）年3月23日に、放牧牛の原乳から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性物質が検出された。

2011（平成23）年4月5日には、北茨城市でとれたコウナゴから暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことが報道された。

（ともに甲共33）

#### E 原告番号17らが独自に入手した情報

（ウ）原告番号17らが避難せざるを得なかつたこと

##### A 2011（平成23）年3月18日の避難

（a）原告番号17らが長野県に避難をした2011（平成23）年3月18日は、福島第一原発の1号機が爆発した日の6日後、3号機が爆発した

14日からわずか4日後のことである。当時、福島第一原発では使用済み核燃料が保存されている4号機の燃料プールに注水ができるか否か、できなければ4号機が爆発するかもしれないといった議論がされていた状況であり、今後、福島第一原発がどのようになるのか一切の予断を許さない状況にあった。もし、4号機が爆発するといったことになれば、さらに汚染は広がり、一層の被ばくが避けられない状況だった。

したがってこの時期にひとまず原発から離れようと避難をするのは論じるまでなく当然のことである。

(b) また、現実の汚染状況を見て、2011(平成23)年3月18日ころの原告番号17ら居住地周辺の空間線量は、少なくとも $0.138\mu\text{Sv}/\text{h}$ であり、事故前に比べてはるかに高い数値であったし、これ以降、多くの食品類から規制値を超える放射性物質が検出されたことからすれば、当時、原告17ら居住地周辺は放射性物質に汚染されていたことは明らかである。

B 2011(平成23)年5月上旬の避難

(b) しかし 2011(平成 23) 年 5 月 27 日の時点で原告番号 17 ら居住地周辺の空間線量が、 $0.138 \mu\text{Sv}/\text{h}$  や、 $0.278 \mu\text{Sv}/\text{h}$  であったことからすれば、2011(平成 23) 年 4 月 10 日以降も、原告番号 17 ら居住地周辺の空間線量は、この時点でも事故前に比べてはるかに高い数値であった。

また、この当時、福島第一原発周辺では未だ東北地方太平洋沖地震の余震が続いており、2011(平成 23) 年 4 月 7 日には宮城県沖で M7.4 の地震が、11 日には福島で震度 6 弱の強い揺れが発生した。12 日、23 日、5 月 6 日にも震度 5 以上の余震が発生し、その度に福島第一原発の状況が不安視されつづけていた(甲 D 共 33)。

(c) 食品規制も続いていた。むしろ、タケノコや原木シイタケやコシアブラといった野菜類や水産物、茶などが、2011(平成 23) 年 4 月 10 日に原告番号 17 らがつくば市に戻って以降に出荷制限をされており、4 月 10 日以降、原告番号 17 らが再度避難する 5 月上旬まで、原告番号 17 ら居住地周辺では放射能汚染が続いており、被ばくおよび健康被害の可能性が高かった(甲 A57)。

。

しかし、2011（平成 23）年 5 月 27 日時点で、原告番号 17 ら居住地周辺の空間線量は、未だ  $0.138 \mu\text{Sv}/\text{h}$ （松代幼稚園）や、 $0.278 \mu\text{Sv}/\text{h}$ （谷田部南小学校）であり、福島第一原発事故前よりも非常に高い状態だった。

- (b) 食品規制も続いていた。むしろ、タケノコや原木シイタケやコシアブラといった野菜類や水産物、茶などが、2011（平成 23）年 4 月 10 日に原告番号 17 らがつくば市に戻って以降に出荷制限をされており、4 月 10 日以降、原告番号 17 らが佐賀県に避難する 7 月 11 日まで、原告番号 17 ら居住地周辺では放射能汚染が続いており、被ばくおよび健康被害の可能性が高かった（甲 A57）。
- (c) 当時、原告番号 17 らはガイガーカウンターを購入し、独自に自宅周辺の放射線量を計測したり、外出の際には持ち運んでその地点の放射線量を計測して自衛をしていたが、 $0.2 \mu\text{Sv}/\text{h}$  を超える場所が多数あり、時と場所によっては  $0.3 \mu\text{Sv}/\text{h}$  超えること也有った（原告番号 17 本人調書 6 頁）
- (d) そして、当時、まだ福島第一原発事故の緊急事態宣言は発令中であ

害が生じることを避けるため再び避難をせざるを得ないと原告番号 17 らが考えたのは当然のことである。

D 2012（平成 24）年 8 月

い。

(b) しかし、2012（平成 24）年 8 月時点でも、つくば市の原告番号 17 ら自宅周辺の空間線量は少なくとも  $0.157 \mu \text{Sv/h}$  であり、この時点でも事故前に比べて高い数値であるし、家族が避難している佐賀県よりも高い数値であった。

(c) 食品規制も、一部は解除されたもののまだ続いていた（甲 A57）。

(d) このように、汚染状況がまだ継続しているうえ、家族が避難していることから、原告番号 18 がこの時点で避難せざるを得ないと考えたことは相当である。

E 原告番号 17 らが 2015（平成 27）年 3 月まで避難を続けたことが相当であること

(ア) 原告番号 17 ら避難後の元の生活圏の汚染状況

A 原告番号 17 ら避難後のつくば市の空間線量

原告番号 17 ら避難後のつくば市の空間線量は以下の通りである。

(a) 2011（平成 23）年 12 月頃

谷田部南小学校における地表 100cm の空間線量は、 $0.195 \mu \text{Sv/h}$  ~ $0.212 \mu \text{Sv/h}$  である（甲 D17 第 8 号証の 1）。

(b) 2012（平成 24）年 12 月頃

谷田部南小学校における地表 100cm の空間線量は、 $0.14 \mu \text{Sv/h}$

～0.15  $\mu$  Sv/h である（甲 D17 第 8 号証の 2）。

（c）2013（平成 25）年 10 月頃

谷田部南小学校における地表 100cm の空間線量は、0.09  $\mu$  Sv/h である（甲 D17 第 8 号証の 3）。

（d）2014（平成 26）年 11 月頃

谷田部南小学校における地表 100cm の空間線量は、0.09  $\mu$  Sv/h である（甲 D17 第 8 号証の 4）。

## B 土壌汚染

茨城県つくば市では、2018（平成 30）年 3 月 15 日現在でも、 Chernobyl 法区分では「何らかの保障」が必要なレベルの土壌汚染が計測される地点が存在する。

つくば市の周辺市町村である取手市、牛久市、守谷市などでも「何らかの保障」が必要なレベルの土壌汚染が複数箇所存在し、取手市では Chernobyl 法区分で「移住の権利」が認められるレベルの汚染箇所も存在する。

（以上につき、甲 A219・52 頁）

## C 食品規制

2015（平成 27）年 3 月時点でも、茨城県では、タケノコや原木シイタケ、コシアブラといった野菜類が出荷制限の対象となっており、水産物でもイシガレイ、スズキ、シロメバル、ニベ、マダラ、ヒラメ、コモンカスベ、アメリカナマズ、ギンブナ、ウナギの出荷制限が継続していた。

## D その他

原告番号 17 らが避難をした佐賀県鳥栖市の雇用促進住宅には、原告番号 17 ら家族の他につくば市から避難をしてきた家族が 3 家族いた。ほかにも、水戸、守谷、江戸崎など茨城県内から避難して

きた家族が複数いた。

これらの家族のなかには、2015（平成27）年3月時点で未だに避難を続けていた家族もいる。

（イ）原告番号17らが2015（平成27）年3月まで避難を継続せざるを得なかつたこと

A 前記の通り、原告番号17らのもとの生活圏であるつくば市の空間線量は、原告番号17らが戻る直前の2014（平成26）年12月時点でもまだ $0.09\mu\text{Sv}/\text{h}$ であり、この数値は、本件事故前の数値よりも、また避難地である佐賀県の数値よりもはるかに高い数値であった。

B つくば市においては、土壤汚染に対する対策が取られておらず、したがって土壤汚染も継続していた（そのため前記の通り、空間線量も下がらなかつた）。

C 一部につき食品規制も継続していた。

D 以上のような状況であることに、何度も指摘するように、原告番号17らの一家が女性や幼児（あるいは小児）を含んでいることから、2015（平成27）年3月まで健康被害が生じる恐れがあると考え、避難を継続したのは当然である。

E 本来、2015（平成27）年3月時点でも、まだ健康被害が生じる危険性が残っており、戻るべきではないはずだが、公的扶助が打ち切られるなどの経済的事業から、やむなく避難生活の継続をあきらめ、汚染が続くつくば市に戻ったものである。これはある意味、国や東京電力などにより無理やり危険な地域に送り返されたものと評価することができ、慰謝料に反映されるべき事情である。

（7）原告番号21・22について

ア 原告番号21・22の本件事故時の家族構成及び居住地

イ 原告番号 21 らの避難状況

ウ 原告番号 21 らが避難することが相当であったこと

(ア) 本件事故以前の原告番号 8 らの居住地の放射性物質による汚染状況

福島第一原発からの距離が郡山市と同程度の福島県福島市の空間線量は、本件事故前  $0.037\sim0.046\mu\text{Sv}/\text{h}$  程度であった（甲 A40）。

(イ) 原告番号 21 らの居住地の汚染状況

A 福島県郡山市は、福島第一原発から約  $50\sim60\text{ km}$  しか離れておらず、福島第一原発建屋の爆発事故によってまき散らされた放射性物質のプルームは同市にも流れ、同地を汚染しホットスポットも多数発生している。原告番号 21 らと同様、同市から避難した者は多数に上る。

B 原告番号 21 らの居住していた福島県郡山市の空間線量

2011（平成 23）年 3 月 17 日の福島県郡山市（郡山市合同庁舎）の空間線量は、 $2.84\sim3.75\mu\text{Sv}/\text{h}$  の範囲内にあった（甲 D22 第 5 号証）。これは、事故前の空間線量値の 100 倍を超えるものである。

C 土壌汚染

2011(平成 23)年 3 月 15 日時点での郡山市の土壤汚染については、19 観測地点のうち、5 地点が 8500Bq/kg 以上 23000Bq/kg 以下の汚染(チェルノブイリ法では移住義務が課されるゾーンに相当)、7 地点が 2800Bq/kg 以上 8500Bq/kg 以下の汚染(チェルノブイリ法では移住の権利が保障されているゾーンに相当)、6 地点が 600Bq/kg 以上 2800Bq/kg 以下の汚染(チェルノブイリ法では何らかの保障が行われるゾーンに相当)されるという状況にあった(甲 A219・46~47 頁)。

#### D 水道水汚染

2011(平成 23)年 3 月 17 日、文部科学省の測定では、福島市の水道水から放射性ヨウ素と放射性セシウムを検出した旨の報道がなされた(甲 D 共 34)。

郡山市でも、2011(平成 23)年 3 月 21 日以降、豊田浄水場や熱海浄水場など市内 4箇所の浄水場においてヨウ素が検出されていた(甲 D 共 160)。

#### E 食品汚染

2011(平成 23)年 3 月 17 日、厚生労働省は、各都道府県に対し、安全委員会により示された指標値を暫定的な規制値とすることを定め、これを上回る食品については則品衛生法第 6 条第 2 号に当るものとして食用に供されないようにすべき旨の通知を発出した。

#### F 原告番号 21 らの入手した情報

原告番号 22 は、2011(平成 23)年 3 月 17 日ころ、アメリカ政府が福島第一原発から 80 キロ圏内に居住する同国民に対し避難勧告を出した旨の報道に触れた。

##### (イ) 原告番号 21 らが避難せざるを得なかつたこと

#### A 事故拡大のおそれがあったこと

原告番号 21 らは、2011(平成 23)年 3 月 17 日に避難したが、これ

は福島第一原発の 1 号機が爆発した日（3 月 12 日）のわずか 5 日後、3 号機の爆発した日（3 月 14 日）のわずか 3 日後のことである。福島第一原発では 4 号機の燃料プールへの注水が成功しなければ東日本の壊滅すらあり得るといわれていたが、その注水が開始されたのは 3 月 22 日のことであり、原告番号 21 らの避難した 3 月 17 日時点では、政府の福島第一原発建屋の消火活動は、ヘリコプターから海水を掛ける程度のことしかなされておらず、まさに焼け石に水の状態、なす術がない状態が連日報道されていたのである。このような報道の様子からは、原発事故の可能性が拡大するとの認識が広がっていた。

したがって、この時期に原発から少しでも遠ざかり、汚染が進行する居住地から離れるという避難行動をとることは論じるまでもなく当然のことであった。

#### B 避難元地域の汚染が著しいこと

原告番号 21 が避難したのは 2011（平成 23）年 3 月 17 日であるが、その日以前から原告 21 の居住地からわずか 3.79km の地点の空間線量観測値は最大で  $3.75 \mu \text{Sv/h}$  を計測していた。さらに避難後の 2011（平成 23）年 3 月 18 日以後も事故前の空間線量値の 100 倍を超える線量が計測されていた。その数値は、原告番号 21 らの居住地からわずか 3.79km 地点のところで、常時  $1.4 \mu \text{Sv/h}$  を超え、3 月 24 日以後にあっては  $3 \sim 4 \mu \text{Sv/h}$  の空間線量値が計測されている（以上につき甲 D22 第 5 号証）。

これらはいすれも放射線防護基準とされる  $1 \text{mSv/年}$  ( $0.23 \mu \text{Sv/h}$ ) を大幅に超え十数倍の値を示し続けているものであり、原告番号 21 らがかかる汚染地域から避難をすることは当然である。

#### C 水・食品等の汚染もあったこと

原告番号 21 の居住していた福島県内は放射能汚染が著しく、避難

勧告地域が拡大し、土壤の汚染状況も報道されていた。

そんな中、福島市内の水道水から放射性ヨウ素及び放射性セシウムが検出されたり、食品安全基準の暫定値が設定され、それを超える食品の流通を停止する措置などが発表されたりするなど、水や食品の汚染が広がっていた。

すなわち、原告番号 21 らは、水や食品の流通等を通じて、放射性物質に汚染された食品等を摂取する蓋然性が高かった。

D 以上のとおり、原告番号 21 らは、原発建屋の爆発事故及びその被害の拡大、放射能汚染が拡大する蓋然性が高い時期に避難をしたものである。

さらに、空間線量から明らかにように避難元地域は著しく汚染され、また、放射性物質に汚染された水や食品等を摂取する恐れがあった。

よって、かかる状況において原告番号 21 らが避難をしたことは相当である。

工 原告番号 21 らが現在に至るまで避難を継続していることが相当であること

原告番号 21 らの避難元住居があった郡山市内の土壤汚染の程度は、2018（平成 30）年 3 月の時点でも、観測地点全 19 地点のうち、チェルノブイリ事故後の現地の基準によれば、移住の権利が保障される地点が 6 地点、何らの保障が行われる地点が 11 地点と、依然として放射性物質による環境汚染が解消されてはいない（甲 A219・46～47 頁）。

また、原告番号 21 らは、2010（平成 22）年に新築した自宅を避難に伴って 2011（平成 23）年 9 月に売却し、2018（平成 30）年に避難先の熊本県内で中古住宅を購入している。すなわち、原告番号 21 らは、新築した自宅を売却した 2011（平成 23）年 9 月の時点で、もはや本件事故前に居住していた地域に戻らない覚悟で、避難を継続している。

他方で、福島第一原発事故の発災後、現在に至るまで緊急事態宣言は発令中であり、同原発の廃炉作業もこの先数十年は続くことになる。

このような状況を総合すれば、原告らが現在に至るまで避難生活を継続していることには合理的な理由があるというべきである。

才 小括

以上のとおりであるから、原告番号 21 らが避難したこと及び避難を継続したことは相当である。

(8) 原告番号 23~25 について

イ 原告番号 23 らの避難状況

ウ 原告番号 23 らが避難することが相当であったこと

(ア) 本件事故以前の原告番号 8 らの居住地の放射性物質による汚染状況

宮城県亘理郡は、福島第一原発から約 70 km 程度の距離にある。

宮城県の平常時空間線量は、0.176~0.0513  $\mu$ Sv/h 程度であった（甲 A40）。

(イ) 原告番号 23 らの居住地の汚染状況

A 空間線量

原告番号 23 らの居住していた宮城県亘理郡の空間線量は、原告番号 23 らの居住地（避難元）住所から約 1.71 km の距離にある中央児童センターにおいては、原告番号 23 が避難した時期であるに近接した 2011（平成 23）年 6 月 15 日においては、 $0.35 \mu\text{Sv}/\text{h}$  が計測され、原告番号 24 及び 25 が避難した時期である 2012（平成 24）年 4 月 27 日においては、 $0.12 \mu\text{Sv}/\text{h}$  が計測された（甲 D23 第 5 号証）。

原告番号 23 らと同年代の友人家族にも、同市周辺から避難した者はいた。

B 土壌汚染

原告番号 23 らが居住していた宮城県亘理郡周辺においてもホットスポットと呼ばれる放射能汚染した場所が多く存在する（甲 A219・26 頁）。

C 水道水汚染

2011（平成 23）年 3 月 17 日、文部科学省の測定では、福島県福島市の水道水からヨウ素とセシウムを検出した旨の報道がなされた（甲 D 共 34）。

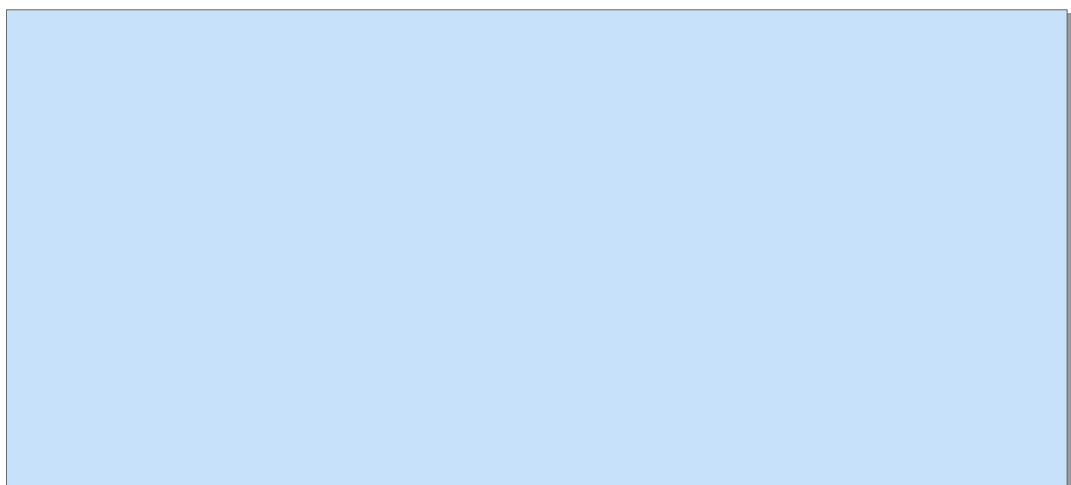
D 食品汚染

2011（平成 23）年 3 月 17 日、厚生労働省は、各都道府県に対し、安全委員会により示された指標値を暫定的な規制値とすることを定め、これを上回る食品については食品衛生法第 6 条第 2 号に当るものとして食用に供されないようにすべき旨の通知を発出した（甲 A1-1）。

宮城県では、福島第一原発事故後、野菜について、安全であるという認識から放射能測定をほとんど行われなかった。そのため、福島県のように野菜の出荷制限が行われなかった。しかし、その後の土壤汚

染の程度などから推計すると、少なくとも 2011 (平成 23) 年 4 月上旬までは、仙台近郊で当時の食品暫定基準、セシウム 134、137 合算 500Bq/kg を遙かに超える野菜等が流通していた可能性が指摘されている (甲 A219・30 頁)。

E 原告番号 23 らの入手した情報



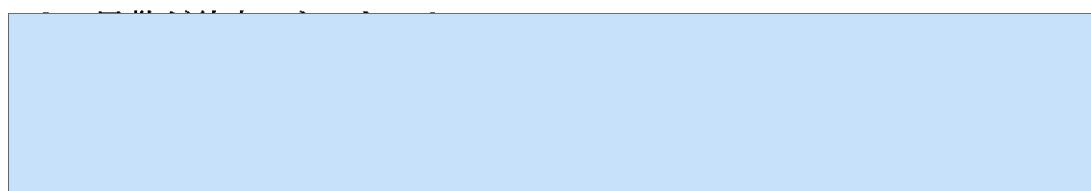
(ウ) 原告番号 23 らが避難せざるを得なかつたこと

A 避難元地域の汚染が著しいこと

原告番号 24 及び 25 が避難したのは 2012 (平成 24) 年 4 月 30 日であるが、原告番号 24、25 が居住していた宮城県亘理郡の同年 4 月下旬から 5 月初旬にかけての空間線量は 0.04~0.35  $\mu$ Sv/h (甲 D23 第 5 号証) を計測し、それが毎日のように継続して計測されていることからすれば、原告番号 24 及び 25 の居住地も確実に汚染されていたことが明らかである。

B 水・食品等の汚染もあったこと

宮城県でも浄水場の水道水や、原乳から放射性物質が検出されていた (甲 D 共 33)。



仮に、原告番号 23 及び 24 が、宮城県亘理郡で原告番号 25 を育てるとなった場合、日常生活全般にわたって放射線被ばくを考慮しながら生活する必要がある。

( エ 原告番号 23 らが現在まで避難を続けたことが相当であること

一方で、福島第一原発事故の発災後、現在に至るまで緊急事態宣言は発令中であり、同原発の廃炉作業もこの先数十年は続くことになる。

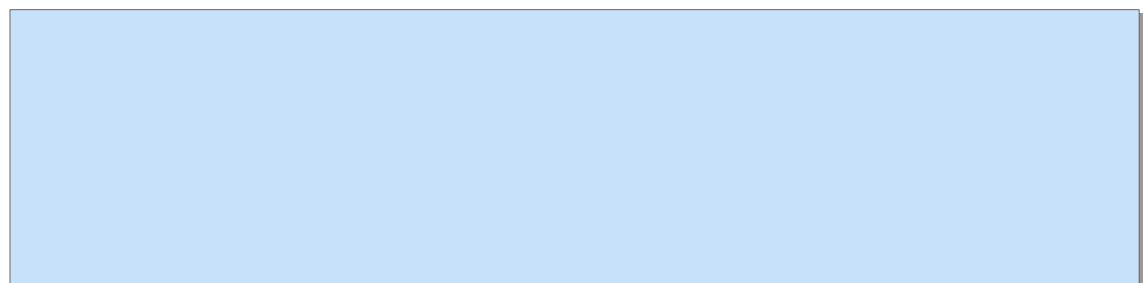
このような状況を総合すれば、原告らが現在に至るまで避難生活を継続していることには合理的な理由があるというべきである。

オ 小括

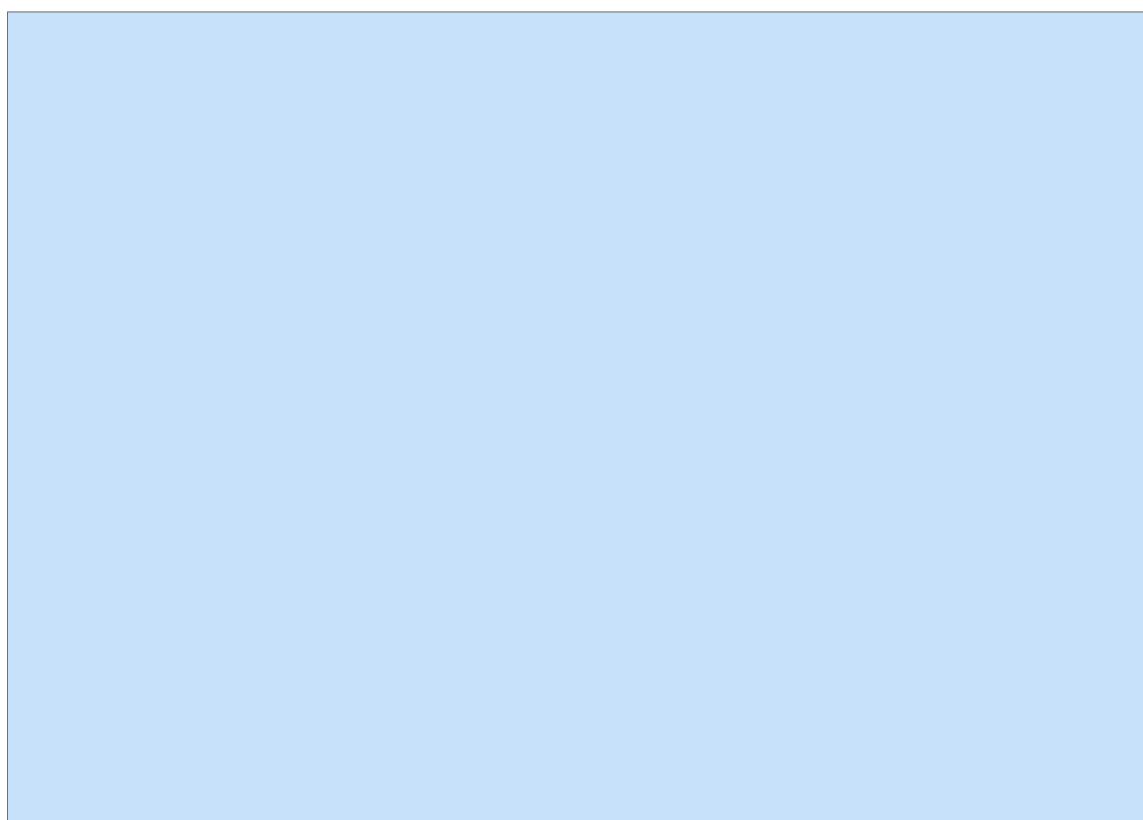
以上のとおりであるから、原告番号 23 らが避難をしたこと及び避難を継続したことは相当である。

(9) 原告番号 26～28 について

ア 原告番号 26～28 の本件事故時の家族構成及び居住地



イ 原告番号 26 らの避難状況



ウ 原告番号 26 らが避難することが相当であったこと

(ア) 本件事故以前の原告番号 8 らの居住地の放射性物質による汚染状況

福島第一原発からの距離が郡山市と同程度の福島県福島市の空間線量は 0.037～0.046  $\mu$  Sv/h 程度であった（甲 A40）。

(イ) 原告番号 26 らの居住地の汚染状況

A 福島県郡山市は、福島第一原発から約 50～60 km しか離れておらず、福島第一原発建屋の爆発事故によってまき散らされた放射性物質のブルームは同市にも流れ、同地を汚染しホットスポットも多数発生している。原告番号 26 らと同様、同市から避難した者は多数に上る。

B 原告番号 26 らの居住していた福島県郡山市の空間線量

2011（平成 23）年 3 月 15 日の福島県郡山市（郡山市合同庁舎）の空間線量は、0.05～8.26  $\mu\text{Sv}/\text{h}$  の範囲内にあった（甲 D26 第 5 号証）。これは、事故前の空間線量値の 165 倍を超えるものである。

C 土壌汚染

2011（平成 23）年 3 月 15 日時点での郡山市の土壌汚染については、全 19 観測地点のうち、5 地点が 8500Bq/kg 以上 23000Bq/kg 以下の汚染（チェルノブイリ法では移住義務が課されるゾーンに相当）、7 地点が 2800Bq/kg 以上 8500Bq/kg 以下の汚染（チェルノブイリ法では移住の権利が保障されているゾーンに相当）、6 地点が 600Bq/kg 以上 2800Bq/kg 以下の汚染（チェルノブイリ法では何らかの保障が行われるゾーンに相当）されているという状況にあった（甲 A219・46～47 頁）。

D 水道水汚染

2011（平成 23）年 3 月 17 日、文部科学省の測定では、福島県福島市の水道水から放射性ヨウ素とセシウムを検出した旨の報道がなされた（甲 D 共 34）。

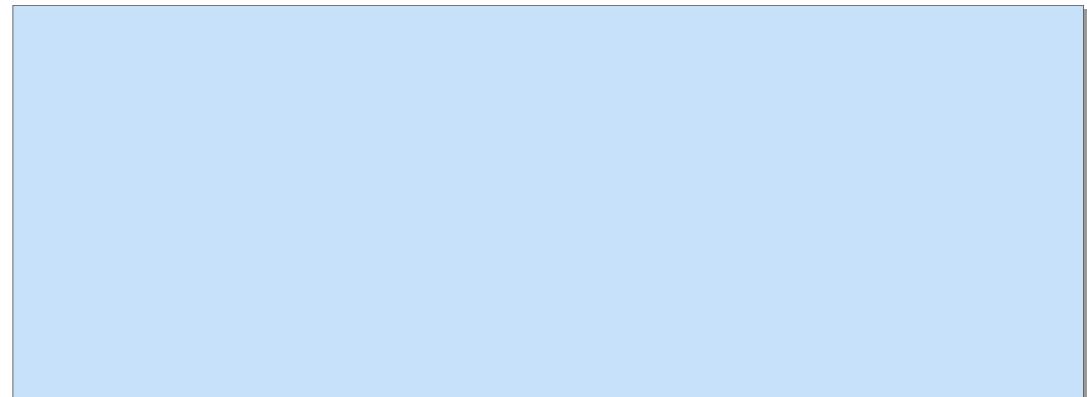
郡山市でも、2011（平成 23）年 3 月 21 日以降、豊田浄水場や熱海浄水場など市内 4箇所の浄水場においてヨウ素が検出されていた（甲 D 共 160）。

E 食品汚染

2011（平成 23）年 3 月 17 日、厚生労働省は、各都道府県に対し、

安全員会により示された指標値を暫定的な規制値とすることを定め、これを上回る食品については則品衛生法第 6 条第 2 号に当るものとして食用に供されないようにすべき旨の通知を発出した。

F 原告番号 26 らの入手した情報



(イ) 原告番号 26 らが避難せざるを得なかったこと

A 事故拡大のおそれがあったこと

原告番号 26 らは、2011（平成 23）年 3 月 15 日に避難したが、これは福島第一原発の 1 号機が爆発した日（3 月 12 日）のわずか 3 日後、3 号機の爆発した日（3 月 14 日）のわずか 1 日後のことである。福島第一原発では 4 号機の燃料プールへの注水が成功しなければ東日本の壊滅すらあり得るといわれていたが、その注水が開始されたのは 3 月 22 日のことであり、原告番号 26 らの避難した 3 月 15 日時点では、政府の福島第一原発建屋の消火活動は、ヘリコプターから海水を掛ける程度のことしかなされておらず、まさに焼け石に水の状態、なす術がない状態が連日報道されていたのである。このような報道の様子からは、原発事故の可能性が拡大するとの認識が広がっていた。

したがって、この時期に福島第一原発から少しでも遠ざかり、汚染が進行する居住地から離れるという避難行動をとることは論じるまでもなく当然のことであった。

B 避難元地域の汚染が著しいこと

原告番号 26 らが避難したのは 2011 (平成 23) 年 3 月 15 日であるが、その日以前から原告番号 26 らの居住地からわずか 3.79km の地点の空間線量観測値は最大で  $3.75 \mu \text{Sv/h}$  を計測していた。さらに避難後の 2011 (平成 23) 年 3 月 16 日以後も事故前の空間線量値の 100 倍を超える線量が計測されていた。その数値は、原告番号 26 らの居住地からわずか 3.79km 地点のところで、常時  $1.4 \mu \text{Sv/h}$  を超え、3 月 24 日以後にあっては  $3 \sim 4 \mu \text{Sv/h}$  の空間線量値が計測されている。

これらはいずれも放射線防護基準とされる  $1 \text{mSv/年}$  を大幅に超え十数倍の値を示し続けているものであり、原告番号 26 らがかかる汚染地域から避難をすることは当然である (甲 D26 第 5 号証)。

#### C 水・食品等の汚染もあったこと

原告番号 26 らの居住していた福島県内は放射能汚染が著しく、避難勧告地域が拡大し、土壤の汚染状況も報道されていた。

そんな中、福島市内の水道水から放射性ヨウ素及び放射性セシウムが検出されたり、食品安全基準の暫定値が設定され、それを超える食品の流通を停止する措置などが発表されたりするなど、水や食品の汚染が広がっていた。

すなわち、原告番号 26 らは、水や食品の流通等を通じて、放射性物質に汚染された食品等を摂取する蓋然性が高かった。

このような状況下で、母親である原告番号 26 が、子どもたちの健康を願って避難を開始したことは至極合理的な行動である。

よって、かかる状況において原告番号 26 らが避難をしたことは相当である。

エ 原告番号 26 らが現在まで避難を続けたことが相当であること

他方で、福島第一原発事故の発災後、現在に至るまで緊急事態宣言は発令中であり、同原発の廃炉作業もこの先數十年は続くことになる。

このような状況を総合すれば、原告らが現在に至るまで避難生活を継続していることには合理的な理由があるというべきである。

オ 小括

以上のとおりであるから、原告番号 26 らが避難をしたこと及び避難を継続したことは相当である。

(10) 原告番号 29~31 について

ア 原告番号 29 から 31 (以下まとめて「原告番号 29 ら」という。) の本件事故当時の家族構成及び住居地

(

イ 原告番号 29 らの避難状況

(

ウ 原告番号 29 らが避難することが相当であったこと

(ア) 本件事故以前の原告番号 29 らの居住地の放射性物質による汚染状況

本件事故以前の原告らの居住地は、福島第一原発から直線距離で約 200km 離れた千葉県松戸市である。

本件事故前の千葉県の空間線量のは 0.022~0.044  $\mu$  Sv/h であった(甲 A40)。

(イ) 本件事故後、避難開始するまでの間の原告らの生活圏及びその周辺の汚染状況

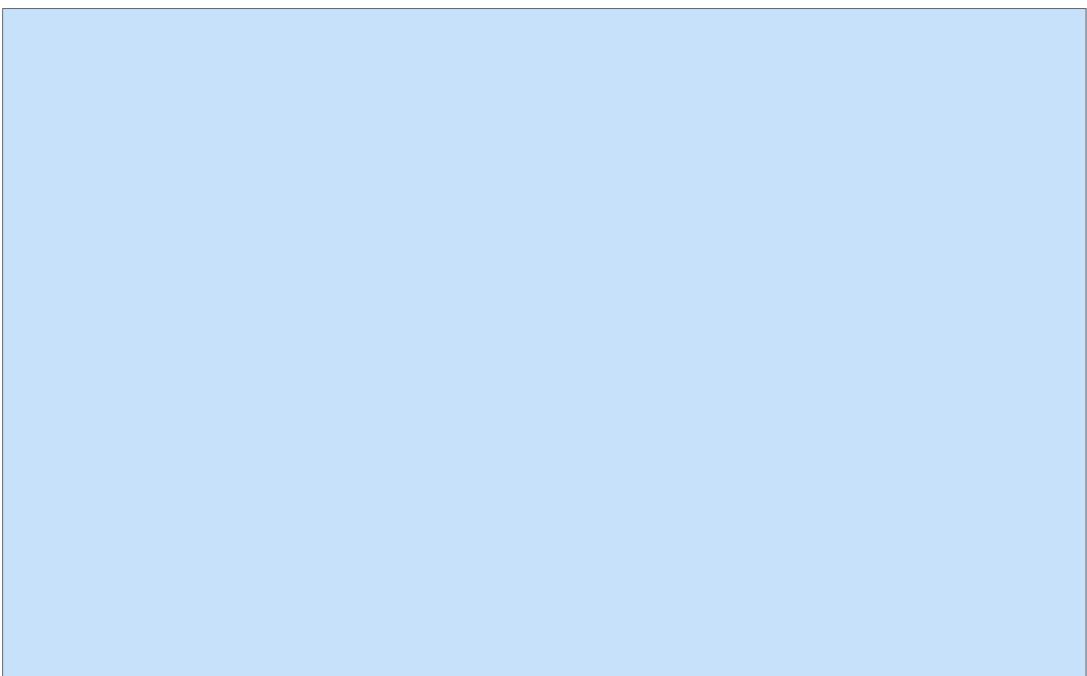
A 原告ら居住地付近の空間線量

本件事故後に原告らが居住していたマンションに掲示された放射線の空間線量の数値は、事故前は 0.033  $\mu$  Sv/h であったものが、10 倍以上になった(原告番号 30 本人調書)。

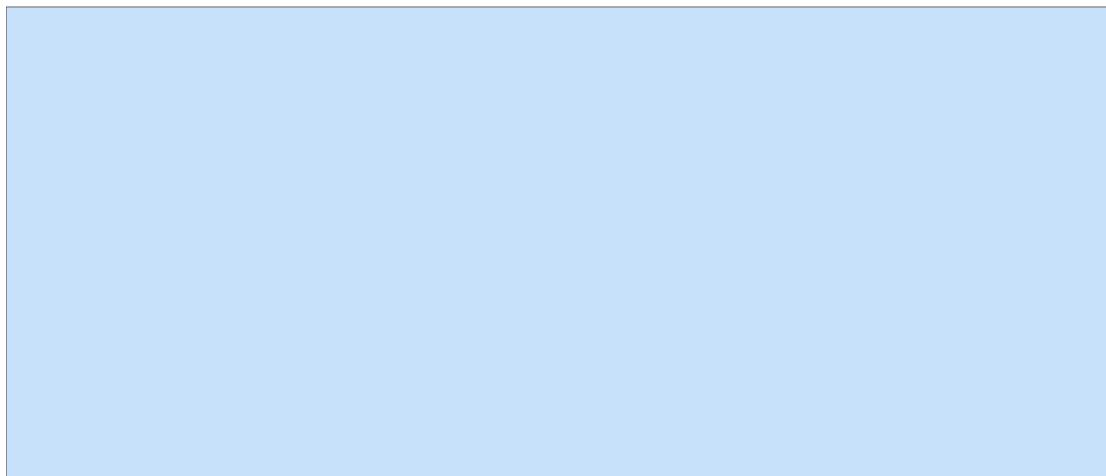
B 松戸市の水道水汚染

千葉県松戸市の浄水場からは、2011（平成23）年3月22日以降、放射性ヨウ素、放射性セシウムが検出され（丙D共159の1・1～2頁）（甲D29第8～10）、松戸市が乳幼児は水道水の摂取を控えるよう広報を行った（原告番号30本人調書）。

（ウ）原告番号30らが避難せざるを得なかつたこと



（） 本件事故発生後の同年3月23日ころ、ニュースで、東京都葛飾区の金町浄水場の放射性ヨウ素の測定結果が高いというニュースが全国的に流れた。松戸市も、乳幼児は水道水を飲まず、市役所で水の配給を受けるよう、との広報を出した。



(

(

工 原告らが避難を継続していることが相当であること

他方で、福島第一原発事故の発災後、現在に至るまで緊急事態宣言は発令中であり、同原発の廃炉作業もこの先数十年は続くことになる。

このような状況を総合すれば、原告番号 29 らが現在に至るまで避難生活を継続していることには合理的な理由があるというべきである。

才 小括

以上のとおりであるから、原告番号 29 らが避難をしたこと及び避難を継続したことは相当である。

(12) 原告番号 35 について

ア 原告番号 35 の本件事故当時の家族構成及び住居地

イ 原告番号 35 の避難状況

ウ 原告番号 35 が避難することが相当であったこと

(ア) 本件事故以前の原告番号 35 の居住地の放射性物質による汚染状況

原告番号 35 の居住地である神奈川県の本件事故前の空間線量は、  
0.035～0.069  $\mu$  Sv/h 程度であった（甲 A40）。

(イ) 原告番号 35 が避難開始する 2011 (平成 23) 年 7 月頃の同人の生活圏  
及びその周辺の汚染状況

A 空間線量

居住地から約 800 メートル程度しか離れていないこばやし幼稚園において、2011 (平成 23) 年 8 月時点で、空間線量は  $0.11 \mu\text{Sv}/\text{h}$  が計測されている (甲 D35 第 5 号証)。これは、本件事故前の数値より高いし、また、8 月時点の計測値であることから、7 月はもっと高かったことが推定される。

また、ごしょみ幼稚園において、2011 (平成 23) 年 8 月時点で、空間線量は  $0.13 \mu\text{Sv}/\text{h}$  が計測されている (同上)。ごしょみ幼稚園は居住地から約 5 キロの距離にあり生活圏内である。

B 食品汚染

(a) 農産物の汚染

甲 A 第 53 号証の神奈川県の欄で明らかように、2011 (平成 23) 年 1 月前までは、一つの例外を除き、県内の農産物からセシウム 134 ( $\text{Cs}-134$ ) もセシウム 137 ( $\text{Cs}-137$ ) も全く検出されていなかったが、2011 (平成 23) 年 12 月末～翌 1 月の調査においては、次のように検出されている。

穀粒・精白米	2011/12/9	2011	横須賀市	Cs-134	検出されず
穀粒・精白米	2011/12/9	2011	横須賀市	Cs-137	0.14
穀粒・精白米	2011/12/9	2011	横須賀市	Cs-137	0.16
ほうれんそう	2012/1/12	2011	横須賀市	Cs-134	0.076
ほうれんそう	2012/1/12	2011	横須賀市	Cs-137	0.1
ほうれんそう	2012/1/12	2011	横須賀市	Cs-137	0.12
だいこん	2012/1/12	2011	横須賀市	Cs-134	検出されず
だいこん	2012/1/12	2011	横須賀市	Cs-137	検出されず
だいこん	2012/1/12	2011	横須賀市	Cs-137	検出されず

(b) 水産物の汚染

甲 A 第 54 号証の神奈川県の欄で明らかように、2011（平成 23）年 11 月の調査においては、従前よりも高い値が次のように検出されている。

2011/11/8	小田原市	Cs-134	0.35
2011/11/8	小田原市	Cs-137	0.86
2011/11/8	小田原市	Cs-137	0.52

(c) 牛乳の汚染

甲 A 第 55 号証の神奈川県の欄で明らかのように、原告番号 35 が居住する藤沢市において、それまでは全く検出されていなかったのに、2011（平成 23）年 8 月 16 日の調査で、牛乳から以下のとおりセシウム 137 が検出されている。

2011/8/16	2011	藤沢市	Cs-137	0.027	0.0061
-----------	------	-----	--------	-------	--------

(d) 規制

甲 A 第 57 号証の神奈川県の欄で明らかのように、お茶に対して、以下のような規制がされていた。

その他	茶	H23.6.2～8.29解除:	南足柄市
		H23.6.23～9.12解除:	松田町、山北町
		H23.6.2～10.14解除:	愛川町、清川村
		H23.6.23～10.26解除:	相模原市
		H23.6.27～10.26解除:	中井町
		H23.6.2～11.1解除:	小田原市
		H23.6.2～11.10解除:	真鶴町
		H23.6.2～H24.10.19解除:	湯河原町

(e) 小括

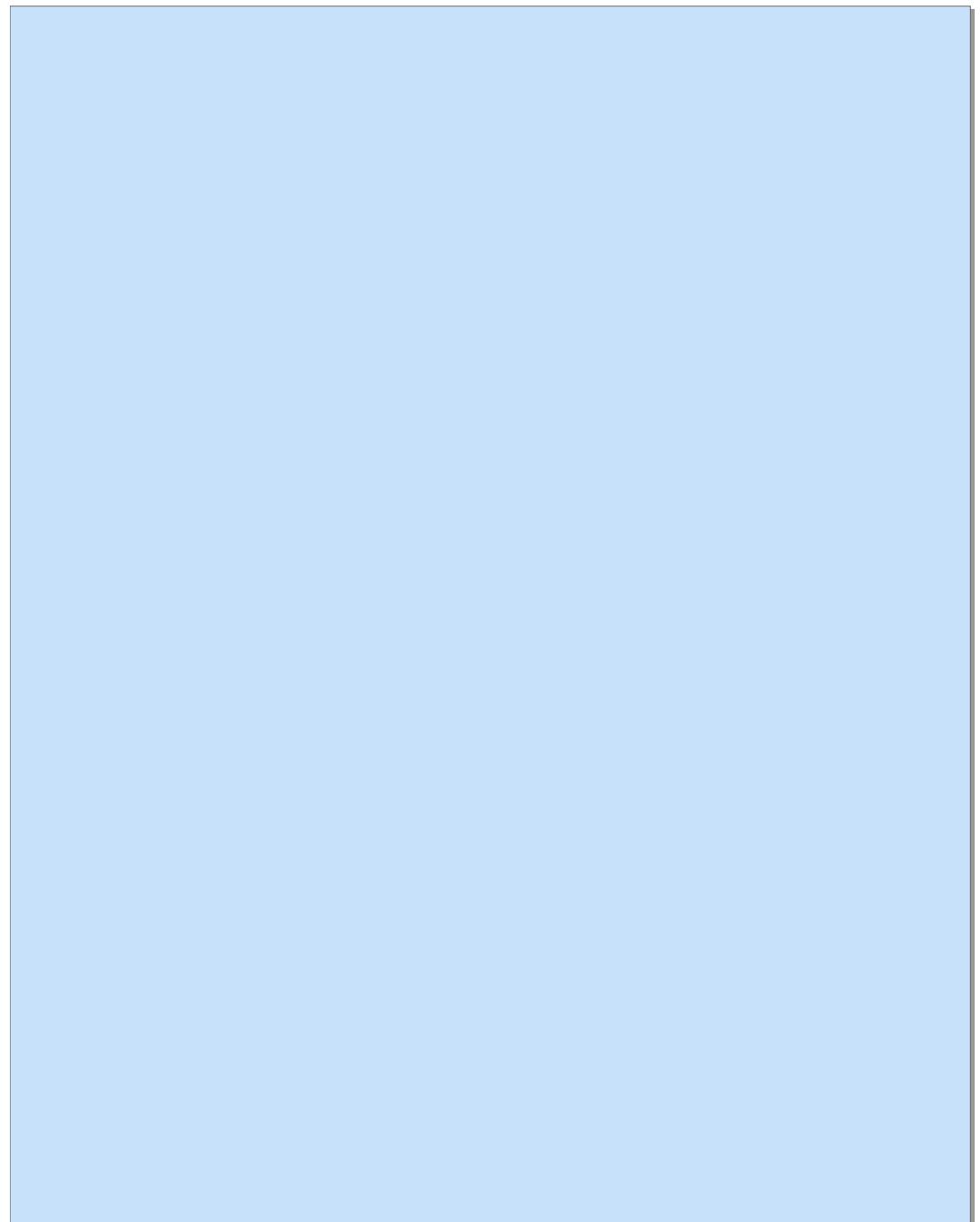
以上の食品汚染及び食品規制から、原告番号 35 の居住地周辺において、本件事故後に放射性物質による汚染が生じ、原告番号 35 が避難した時点でも汚染が継続していたことが推定される。

仮に、「上記調査は食品が汚染されていることを示しても、それが原告番号 35 の居住地周辺で生産されているとは限らないので、原告番号 35 居住地周辺が汚染されていることを示さない」という反論が成り立つとしても（食品出荷規制がされていることからかかる反論は成り立たないと考えるが）、少なくとも、原告番号 35 が摂取

するはずの食品が汚染されていたことは明らかである。従って居住地にとどまり続け、かかる食品を原告番号 35 が摂取した場合、健康被害が生じるリスクが高くなることは明らかである。

いずれにしても、原告番号 35 が居住地で居住を継続することは、原告番号 35 の健康被害を生じる危険性を大きくする。

C 原告番号 35 が独自に入手した情報



(f) 以上については甲 D35 第 1 号証及び原告番号 35 の本人調書 4 頁等を参照。

(ウ) 原告番号 35 が避難せざるを得なかったこと

A 原告番号 35 が避難した 2011 (平成 23) 年 7 月時点では、前記のように、福島第一原発が再度爆発を起こす具体的危険性があった。その場合、本件事故よりも大規模な影響が出ることは明らかであり、この時期にひとまず原発から離れようと避難をするのは当然のことである。

B また、現実の汚染状況を見ても、2011 (平成 23) 年 7 月ころの原告番号 35 の居住地周辺の空間線量は、前記の通り  $0.11\sim0.13 \mu\text{Sv}/\text{h}$  以上であったことは明らかであり、事故前に比べてはるかに高い数値であった。

また、前記の通り、食品が汚染され、周辺都市で食品の出荷規制もされていた。

したがって、当時の居住地にとどまって生活を続けることは、放射性物質による健康被害が生じる高い危険性があった。

C さらには、姉や自分で調べた情報から見ても、避難すべきと考えたことは相当である。

工 原告番号 35 が避難を続けたことが相当であること

(ア) 確かに甲 D35 第 5 号証によると、2012 (平成 24) 年 4 月頃には、原告番号 35 のもとの居住地であった藤沢市周辺の空間線量は  $0.06 \mu\text{Sv}/\text{h}$  程度にまで下がっており、事故前とほぼ同値である。

その意味で、原告番号 35 が避難を継続せざるを得ないのは、本件事故が原因であると言える。

#### オ 小括

以上述べたように、本件事故により、原告番号 35 の居住地においては、放射性物質による健康被害の危険性が高くなったため、原告番号 35 は 2011 (平成 23) 年 7 月に避難せざるを得なかった。その後、居住地周辺の汚染は事故前に近い状態に回復したが、実家のある大熊町の汚染状況は事故前とはいまだ程遠い状況であるため、避難を継続せざるを得なかった。

したがって、いずれも本件事故との因果関係が認められるのであるから、被告らは、原告番号 35 に生じた損害について賠償する責任がある。

#### (3) 原告番号 36 について

##### ア 原告番号 36 の本件事故当時の家族構成及び住居地家族状況、居住地

##### イ 原告番号 36 の避難状況

###### (ア) 避難開始時期

(イ) 避難終了時期

本件訴訟結審時点において、いまだに避難は終了していない（甲 D35 第 1 号証）。

（ウ）原告番号 36 が避難することが相当であったこと

（ア）本件事故以前の原告番号 36 の居住地の放射性物質による汚染状況

原告番号 36 の事故前の居住地である宮城県仙台市の本件事故前の空間線量は  $0.0176\sim0.0513\mu\text{Sv}/\text{h}$  程度であった（甲 A40）。

（イ）本件事故後、避難開始するまでの間の原告番号 36 の生活圏及びその周辺の汚染状況

A 空間線量

2011（平成 23）年 3 月 16 日時点で、仙台市の空間線量は約  $0.2\mu\text{Sv}/\text{h}$  であった（甲 D36 第 5 号証）。

同年 6 月 20 日時点で、避難元住所から約 4.25km 地点の太白公園の空間線量は  $0.16\mu\text{Sv}/\text{h}$  であった（甲 D36 第 5 号証）。

B 土壌汚染

甲 A 第 219 号証によれば、宮城県は前県にわたって深刻な土壌汚染が広がっている（同号証 28 頁）。原告番号 36 が居住していた仙台市付近は、 $800\sim3700\text{Bq}/\text{kg}$  程度の汚染ポイント（濃いオレンジ色の丸印）が多数観測されている（同号証 26~27 頁）。当然、それ以下の汚染も多数観測されている。

C 食品汚染

2011（平成 23）年 3 月 17 日、厚生労働省は、各都道府県に対し、安全委員会により示された指標値を暫定的な規制値とすることを定め、これを上回る食品については食品衛生法第 6 条第 2 号に当るものとして食用に供されないようにすべき旨の通知を発出した（甲 A1-1）。

宮城県では、福島第一原発事故後、野菜について、安全であるという認識から放射能測定をほとんど行われなかった。そのため、福島県のように野菜の出荷制限が行われなかった。しかし、その後の土壤汚染の程度などから推計すると、少なくとも 2011（平成 23）年 4 月上旬までは、仙台近郊で当時の食品暫定基準、Cs-134・137 合算 500Bq/kg を遙かに超える野菜等が流通していた可能性が指摘されている（甲 A219・30 頁）。

実際、仙台市近郊の里山で採取された野生キノコから放射性セシウムが検出された（甲 A219・30～31 頁）。

#### D 事故の進展可能性

原告番号 36 が避難した 2011（平成 23）年 4 月 7 日時点では、福島第一原発がいつ再爆発するかわからない状況であった。訴状 27～28 頁でも述べた通り、2011（平成 23）年 3 月 25 日には、政府内でいわゆる「最悪シナリオ」が作成され、汚染地域が 250km 以遠にまで達する可能性があると試算された。そのような危険な状況は、少なくとも「収束宣言」が出された 2011（平成 23）年 12 月までは継続していた。

#### E 原告番号 36 が避難前に得ていた情報

(ウ) 原告番号 36 が避難せざるを得なかったこと

上記のとおり、原告番号 36 が避難したあの 2011 (平成 23) 年 6 月 20 日に、原告の生活圏において  $0.16 \mu\text{Sv}/\text{h}$  (6 月 20 日) という空間線量が計測されている。前述したように福島第一原発事故前の空間線量が  $0.0176\sim0.0513 \mu\text{Sv}$  であったことからすると、事故後の空間線量は、事故前線量の 3.1~9.0 倍である。

また、仙台市付近では  $800\sim3700\text{Bq}/\text{kg}$  という高い土壤汚染が観測されている。

食品汚染についても、少なくとも 2011 (平成 23) 年 4 月上旬までは、仙台近郊で当時の食品暫定基準を遙かに超える野菜等が流通していた可能性が指摘されており、仙台市近郊の里山で採取された野生キノコから放射性セシウムが検出された。

これらの数値から、原告番号 36 の避難前住居の生活圏は、福島第一原発事故由来の放射性物質に汚染されていたことが、客観的に明らかである。

さらには、原告番号 36 が避難した 2011 年 (平成 23) 年 4 月 7 日の時点においては、事故の進展による更なる放射性物質拡散の可能性があった。

インターネット上で得た情報と政府が発表する情報との乖離がある中で、原告番号 36 が自身の生命・身体の安全のために、これまでの生活や

将来を投げ打ってでも避難せざるを得ないと考え、避難したことは当然のことである。

工　原告番号 36 が現在まで避難を続けたことが相当であること

仙台市近郊の里山で採取されたキノコからは 2015 (平成 27) 年時点においても、セシウム 134・137 が検出されている (甲 A219・31 頁)。その時点でもいまだ汚染が深刻であることを表している。そしてその数値は 2012 (平成 24) 年からほとんど変化していない。現在もその状況が継続している可能性が高い。

このように、現時点においても汚染が継続していることや原告番号 36 が生活基盤を失ったことに鑑みれば、現在まで避難を続けたことには相当性がある。

オ　小括

以上のとおりであるから、原告番号 23 らが避難をしたこと及び避難を継続したことは相当である。

(4) 原告番号 37 及び 38 について

ア　原告番号 37 及び 38 の本件事故当時の家族構成及び住居地

イ　原告番号 37 らの避難状況

(ア) 避難開始時期

（ア） 本件事故以前の原告番号 37 らの居住地の放射性物質による汚染状況

福島県郡山市は、福島第一原発から約 50～60 km しか離れておらず、福島第一原発建屋の爆発事故によってまき散らされた放射性物質のプルームは同市にも流れ、同地を汚染しホットスポットも多数発生している。原告番号 37 らと同様、同市から避難した者は多数に上る。なお福島第一原発からの距離が郡山市と同程度の福島県福島市の空間線量は 0.037～0.046  $\mu\text{Sv}/\text{h}$  程度であった（甲 A40）。

#### A 空間線量

原告番号 37 らの居住していた福島県郡山市の空間線量

2011 年 3 月 15 日の福島県郡山市（郡山市合同庁舎）の空間線量は、8.26  $\mu\text{Sv}/\text{h}$  であった（甲 D37 第 5 号証）。これは、事故前の空間線量値の 165 倍を超えるものである。

また、2012（平成 24）年 1 月 12 日の時点でも、原告番号 37 らの居住地から僅か約 5.4km に位置する福島県郡山市田村町（田村行政センター）で 0.40  $\mu\text{Sv}/\text{h}$  の空有間線量が計測されていた（甲 D37 第 5 号証）。これも、事故前の空間線量値の約 10 倍に相当するものである。

#### B 土壌汚染

2011（平成 23）年 3 月 15 日時点での郡山市の土壌汚染については、全 19 観測地点のうち、5 地点が 8500Bq/kg 以上 23000Bq/kg 以下の汚

染（チェルノブイリ法では移住義務が課されるゾーンに相当）、7 地点が 2800Bq/kg 以上 8500Bq/kg 以下の汚染（チェルノブイリ法では移住の権利が保障されているゾーンに相当）、6 地点が 600Bq/kg 以上 2800Bq/kg 以下の汚染（チェルノブイリ法では何らかの保障が行われるゾーンに相当）されているという状況にあった（甲 A219・46～47 頁）。

### C 水道水汚染

2011（平成 23）年 3 月 17 日、文部科学省の測定では、福島県福島市の水道水から放射性ヨウ素とセシウムを検出した旨の報道がなされた（甲 D 共 34）。

郡山市でも、2011（平成 23）年 3 月 21 日以降、豊田浄水場や熱海浄水場など市内 4 箇所の浄水場においてヨウ素が検出されていた（甲 D 共 160）。

### D 食品汚染

2011（平成 23）年 3 月 17 日、厚生労働省は、各都道府県に対し、安全員会により示された指標値を暫定的な規制値とすることを定め、これを上回る食品については食品衛生法第 6 条第 2 号に当るものとして食用に供されないようにすべき旨の通知を発出した。

郡山市でも、本件事故後、米を含むほとんどの農産品に放射能汚染が確認され、原乳、非結球性葉菜類（ホウレンソウ・コマツナ等）、結球性葉菜類（キャベツ類）、アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）、カブ、キノコ類（野生のものに限る）、タケノコ、クサソテツ（こごみ）、コシアブラ、ゼンマイ、タラノメ、大豆、米（平成 24～25 年産。旧富久山町の区域）、イノシシの肉、クマの肉など様々な農産品が出荷制限の対象とされた。現在も、キノコ類（野生）、クサソテツ（こごみ）、コシアブラ、ゼンマイ、タラノメ（野生）などの出荷制限は続いている、土壌汚染が現存していることを示している。

E 原告番号 37 らの入手した情報



(イ) 原告番号 37 らが避難せざるを得なかつたこと

A 避難元地域の汚染が著しいこと

原告番号 37 らが福岡県に避難したのは 2012 (平成 24) 年 1 月であるが、その当時でも原告番号 37 らの居住地からわずか約 5.4 キロメートルの地点の空間線量観測値は最大で  $0.40 \mu\text{Sv}/\text{h}$  を計測していた。

これらはいずれも放射線防護基準とされる  $1\text{mSv}/\text{年}$  ( $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ) を大幅に超え約十倍の値を示しているものであり、生後間もない原告番号 38 を抱えた原告番号 37 がかかる汚染地域から避難をすることは当然である。

B 水・食品等の汚染もあったこと

原告番号 37 らの居住していた福島県内は放射能汚染が著しく、避難勧告地域が拡大し、土壤の汚染状況も報道されていた。

そんな中、郡山市内の水道水から放射性ヨウ素が検出されたり、食

品安全基準の暫定値が設定され、それを超える食品の流通を停止する措置などが発表されたりするなど、水や食品の汚染が広がっていた。

すなわち、原告番号 37 らは、水や食品の流通等を通じて、放射性物質に汚染された食品等を摂取する蓋然性が高かった。

C 以上のとおり、原告番号 37 らの避難元地域は、空間線量から明らかに著しく汚染され、また、放射性物質に汚染された水や食品等を摂取する恐れがあった。

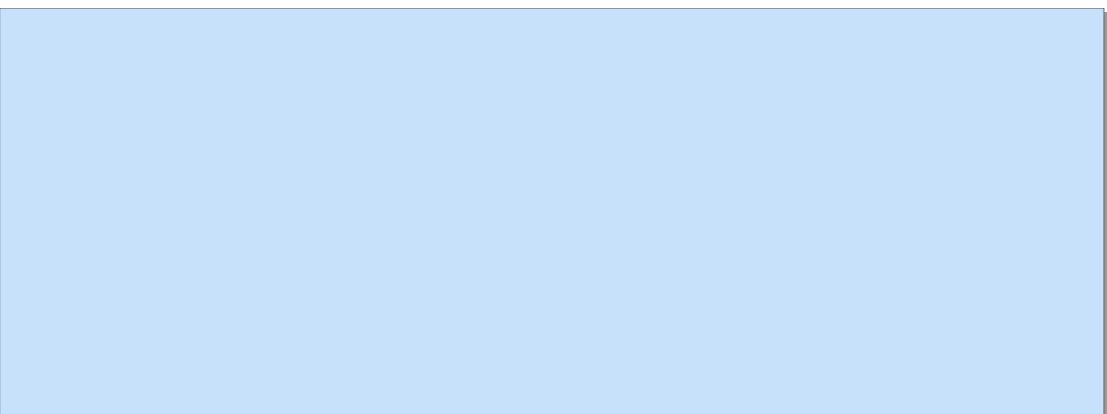
よって、かかる状況において原告番号 37 らが避難をしたことは相当である。

工 原告番号 37 らが 2018 年 6 月 30 日（賠償基準時）まで避難を続けたことが相当であること

(ア) 郡山市の現在の汚染状況

原告番号 37 らの避難元住居があった郡山市内の土壤汚染の程度は、2018（平成 30）年 3 月の時点でも、観測地点全 19 地点のうち、チェルノブイリ事故後の現地の基準によれば、移住の権利が保障される地点が 6 地点、何らの保障が行われる地点が 11 地点と、依然として放射性物質による環境汚染が解消されてはいない（甲 A219・46～47 頁）。

(イ) 原告番号 37 らの避難継続が社会的に相当であること



一方で、福島第一原発事故の発災後、現在に至るまで緊急事態宣言は発令中であり、同原発の廃炉作業もこの先数十年は続くことになる。

このような状況を総合すれば、原告らが現在に至るまで避難生活を継続していることには合理的な理由があるというべきである。

オ 小括

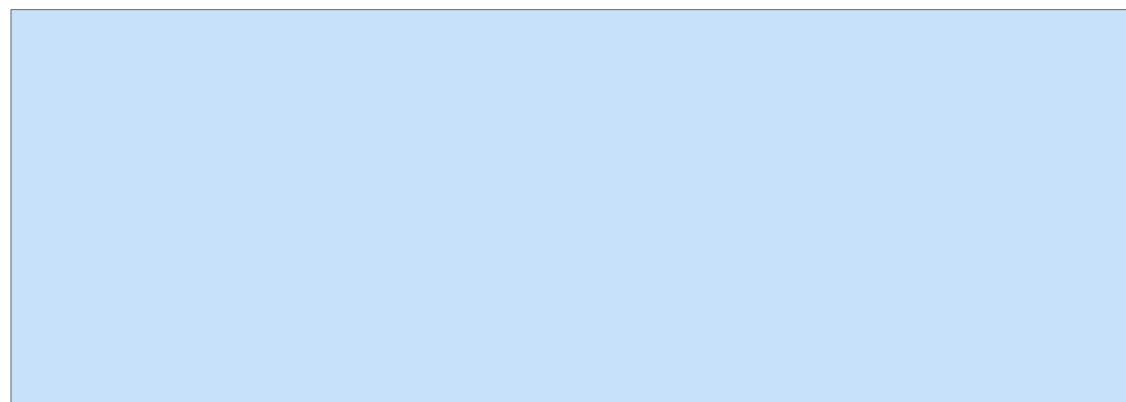
以上のとおりであるから、原告番号 37 らが避難したこと及び避難を継続したことは相当である。

(15) 原告番号 39・40 について

ア 原告番号 39・40 の本件事故時の家族構成及び居住地



イ 原告番号 39 らの避難状況



ウ 原告番号 39 らが避難することが相当であったこと

(ア) 本件事故以前の原告番号 8 らの居住地の放射性物質による汚染状況

福島県福島市にある原告番号 39 らの居住地は、福島第一原発から約 61 km の距離にある。

福島県福島市の平常時空間線量は、 $0.04 \mu\text{Sv}/\text{時}$  であった（甲 D39 第 5 号証）。

(イ) 原告 39 らの居住地の汚染状況

ア 空間線量

原告番号 39 らが居住していた福島県福島市の空間線量は、原告番

号 39 らの居住地（避難元）住所から約 1.55 km の距離にある県北保健福祉事務所において、原告番号 39 らが福岡県福岡市に避難した時期に近接する 2012（平成 24）年 2 月 1 日に  $0.63 \mu \text{Sv}/\text{h}$  が計測された。

また、同所において、2011（平成 23）年 3 月 15 日には  $24.24 \mu \text{Sv}/\text{h}$  もの空間線量が計測された（甲 D39 第 5 号証）。

#### B 土壌汚染

原告番号 39 らが居住していた福島県福島市は、激しく土壌が汚染された（甲 A219・46～47 頁）。

2011（平成 23）年 3 月 15 日時点での福島市の土壌汚染については、51 観測地点のうち、2 地点が  $23000 \text{Bq}/\text{kg}$  以上の汚染（チェルノブイリ法では強制移住となるゾーンに相当）、12 地点が  $8500 \text{Bq}/\text{kg}$  以上  $23000 \text{Bq}/\text{kg}$  以下の汚染（チェルノブイリ法では移住義務が課されるゾーンに相当）、18 地点が  $2800 \text{Bq}/\text{kg}$  以上  $8500 \text{Bq}/\text{kg}$  以下の汚染（チェルノブイリ法では移住の権利が保障されているゾーンに相当）、17 地点が  $600 \text{Bq}/\text{kg}$  以上  $2800 \text{Bq}/\text{kg}$  以下の汚染（チェルノブイリ法では何らかの保障が行われるゾーンに相当）されるという状況にあった（甲 A219・46～47 頁）。

#### C 水道水汚染

2011（平成 23）年 3 月 17 日、文部科学省の測定では、福島県福島市の水道水から放射性ヨウ素とセシウムを検出した旨の報道がなされた（甲 D 共 34）。

2011（平成 23）年 3 月 18 日、厚生労働省は、2011（平成 23）年 3 月 16 日に福島市内において採取された水道水から  $170 \text{Bq}/\text{kg}$  の放射性ヨウ素が検出されたことを受け、水道水についても、食品と同様に基準値の設定等検討を開始したとの報道がなされた（甲 A1 の 1）。

#### D 食品汚染

2011（平成 23）3月 15 日、福島県が、県内の雑草を採取し検査を実施したところ福島第一原発から 30 km以上離れた地点において採取した雑草から飲食物摂取制限に関する指標の値を大きく超える放射性物質が検出された（甲 A1 の 1）。

2011（平成 23）年 3 月 22 日、農水省は、ホウレンソウとカキナの出荷停止指示を受けた 4 県（福島、茨城、群馬、栃木）の規制対象外の農産物についても小売業者から返品の動きが見られると公表した（甲 D 共 33）。

2011（平成 23）年 12 月 6 日、福島市と福島県伊達市のコメから国の暫定規制値（500 bq/kg）を超える放射性セシウムが検出され、両市で農産物の放射性物質検査の申し込みが殺到したと報道された（甲 D 共 33）。

E 原告番号 39 らの入手した情報

(イ) 原告番号 39 らが避難せざるを得なかつたこと

A 事故拡大のおそれがあつたこと

原告番号 39 らは、2011（平成 23）年 3 月 24 日に韓国へと避難したが、これは福島第一原発の 1 号機が爆発した日（3 月 12 日）のわずか 12 日後、3 号機の爆発した日（3 月 14 日）のわずか 10 日後のことである。原告番号 39 らの韓国へ避難した 3 月 24 日時点では、事故の進展はまだまだ予断を許さない状況であり、事故拡大のおそれのある時期であった。

B 避難元地域の汚染が著しいこと

前述のとおり、自宅近くにおいて、2011（平成 23）年 3 月 15 日に  $24.24 \mu\text{Sv}/\text{h}$  もの空間線量が計測された（甲 D39 第 5 号証）。それ以外の時点においても、空間線量が非常に高い地域であった。

C 水・食品等の汚染もつたこと

福島市は水や食品等の汚染もつた地域であり、原告番号 39 らは、水や食品の流通等を通じて、放射性物質に汚染された食品等を摂取する恐れがあつた。

D 未成年子がいたこと及びその子の体調に変化があつたこと

E 以上のとおり、原告番号 39 らは、事故が未だ拡大する客観的恐れのあった時期に韓国へと避難をしたものである上、空間線量から明らかなように避難元地域は著しく汚染され、また、放射性物質に汚染された水や食品等を摂取する恐れがあった。さらに、福島原発事故の後、子どもには体調に変化が現れていた。

かかる状況で原告番号 39 らが避難をしたことは相当である。

エ 原告番号 39 ら現在に至るまで避難を続けたことが相当であること

原告番号 39 らの避難元住居があった福島市内の土壤汚染の程度は、2018（平成 30）年 3 月の時点でも、観測地点全 51 地点のうち、チェルノブイリ事故後の現地の基準によれば、移住の義務が課される地点が 6 地点、移住の権利が保障される地点が 10 地点、何らの保障が行われる地点が 26 地点と、依然として放射性物質による環境汚染が解消されてはいない（甲 A219・46～47 頁）。

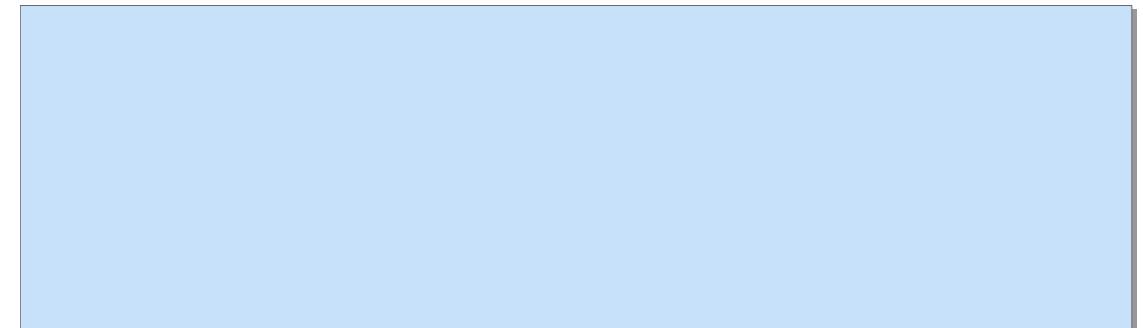
このような状況を総合すれば、原告番号 39 らが現在に至るまで避難生活を継続していることには合理的な理由があるというべきである。

オ 小括

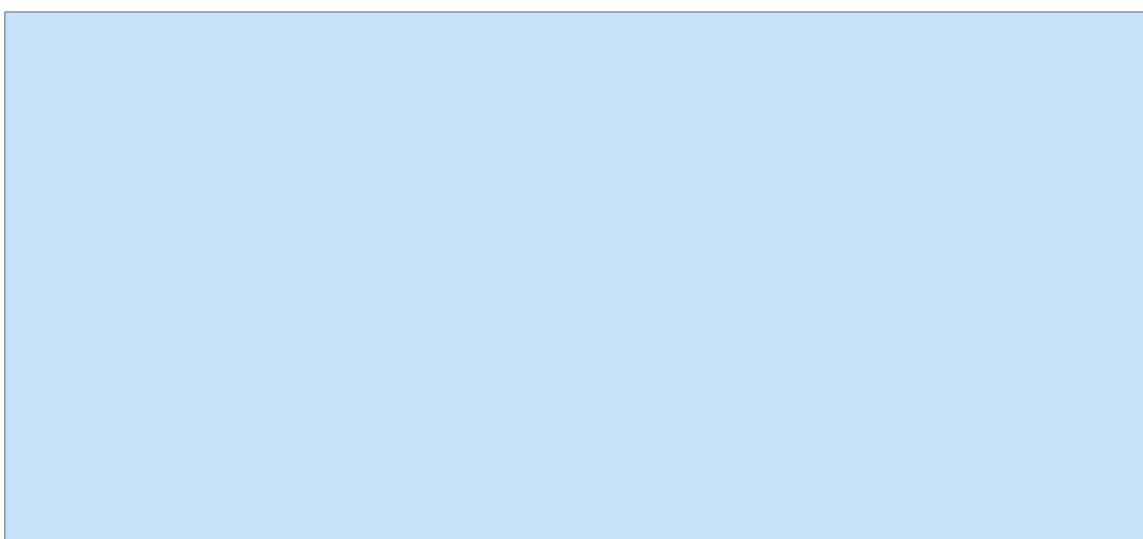
以上のとおりであるから、原告番号 39 らが避難をしたこと及び避難を継続したことは相当である。

（16）原告番号 41・42 について

ア 原告番号 41・421（以下「原告番号 42 ら」という）の本件事故時の家族構成及び居住地



イ　原告番号 42 らの避難状況



ウ　原告番号 42 らが避難することが相当であったこと

(ア) 本件事故以前の原告番号 42 らの居住地の放射性物質による汚染状況

A　本件事故前の茨城県水戸市の空間線量は  $0.036\sim0.056\mu\text{Sv}/\text{h}$  であった（甲 A40）。原告番号 41 が居住していた茨城県取手市の事故前の空間線量も同程度であったと推定される。

B　本件事故前の千葉県市原市の空間線量は  $0.022\sim0.044\mu\text{Sv}/\text{h}$  であった（甲 A40）。原告番号 42 が居住していた千葉県船橋市の事故前の空間線量も同程度であったと推定される。

(イ) 原告番号 42 らの居住地の汚染状況

A　茨城県南西部、千葉県北西部は、福島第一原発から約 200 km 離れているにもかかわらず、関東圏において高濃度汚染地域いわゆるホットスポットが集中した地域として全国的にも報道された地域である。

原告 41 の居住していた茨城県取手市は、茨城県南西部に位置し、同県におけるホットスポットとして報道された地域である。

原告 42 の居住していた千葉県船橋市は、千葉県内におけるホットスポットとされる白井市、柏市、松戸市とも近い地域である。

## B 空間線量

### (a) 原告番号 41 の居住していた茨城県取手市戸頭の空間線量

2011（平成 23）年 7 月～2012（平成 24）年 3 月の、取手市戸頭 7 丁目付近（原告番号 41 の自宅から約 200m）の空間線量は、 $0.40 \mu \text{Sv/h}$  以上である（甲 D42 第 5 号証）。

### (b) 原告番号 42 の居住していた千葉県船橋市の空間線量

原告番号 42 は 3 月 24 日に避難をしたが、その 71 日後である 2011（平成 23）年 6 月 3 日の薬円台小学校（船橋市薬円台 4-5-1・原告 42 の自宅から 2.57 km）における空間線量は、 $0.23 \mu \text{Sv/h}$  であった（甲 D42 第 5 号証）。

また、原告番号 42 の避難の 88 日後の 2011（平成 23）年 6 月 20 日の小室公園（船橋市小室町 3313・原告番号 42 の自宅から 9.26 km）における空間線量は、 $0.35 \mu \text{Sv/h}$  であった（甲 D42 第 5 号証）。

## C 土壌汚染

### (a) 原告番号 41 の居住していた茨城県取手市付近の土壌汚染

甲 A 第 219 号証 50～51 頁のマップには、茨城県取手市がある霞ヶ浦南西部一帯は赤い丸印や濃いオレンジ色が集中して記載してある。赤い丸印は  $3700 \sim 11000 \text{Bq/kg}$  の、濃いオレンジ色の丸印は  $800 \sim 3700 \text{Bq/kg}$  のセシウム 134 及び 137 が検出されたことを表している。原告番号 41 の居住していた地域の土壌汚染が非常に強かったことがわかる。

### (b) 原告番号 42 の居住していた千葉県船橋市付近の土壌汚染

甲 A 第 219 号証 50~51 頁のマップには、原告番号 42 が居住していた千葉県船橋市から北西の方角にかけて、赤い丸印や濃いオレンジ色が集中して記載してある。前述したように、赤い丸印は 3700~11000Bq/kg の、濃いオレンジ色の丸印は 800~3700Bq/kg のセシウム 134 及び 137 が検出されたことを表している。原告番号 42 の居住していた地域の土壤汚染が非常に強かったことがわかる。

#### D 水道水汚染

2011（平成 23）年 3 月 24 日に、茨城県日立市が、市内の浄水場で乳児の暫定規制値を超える放射性ヨウ素を検出したと発表した。また同日、茨城県笠間市でも浄水場の水から乳児の暫定基準値を超える放射性物質が検出された（甲 D 共 33）。

また、同じく 3 月 24 日に、千葉県松戸市内の二つの浄水場の水から乳児の暫定基準値を超える放射性ヨウ素が検出された（甲 D 共 33）。

3 月 25 日に、千葉県流山市の浄水場の水から乳児の飲用基準を超える放射性物質が検出された（甲 D 共 33）。

同じく 3 月 25 日に、茨城県取手市の配水場で前日に採取した水から乳児の飲用基準を上回る放射性物質が検出された（甲 D 共 33）。

#### E 食品汚染

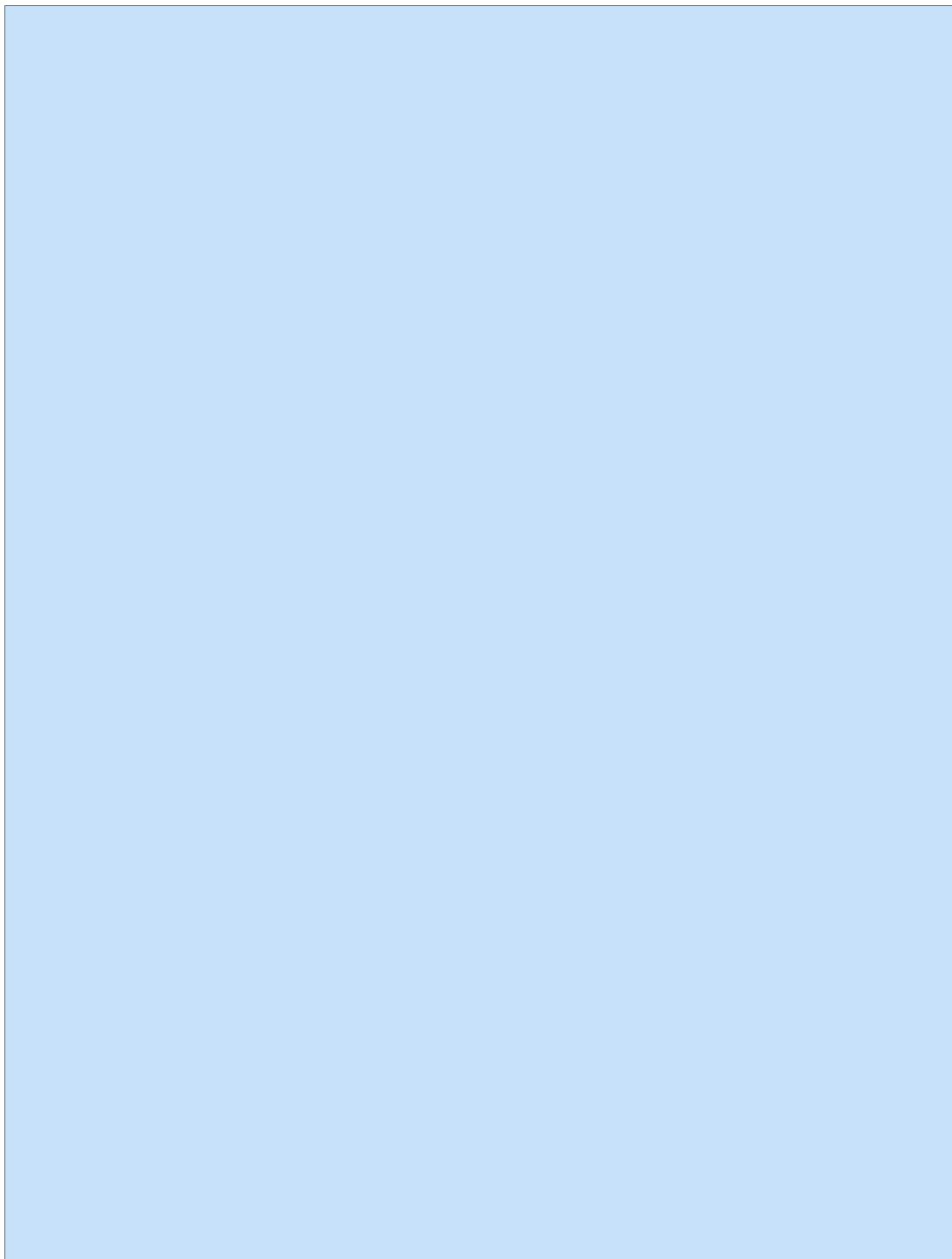
茨城県が、3 月 19~21 日に同県水戸市と河内町で採取した放牧牛の原乳と、鉾田市と行方市のパセリから食費衛生法の暫定基準値を超える放射性物質が検出されたと発表した。また、つくば市、茨城町、鉾田市で栽培されたホウレンソウからも暫定基準値を超える放射性ヨウ素が検出されたと発表した（甲 D 共 33）。

3 月 25 日に、千葉県内で栽培されたシュンギクなど 6 種類、旭市のパセリなど 5 品目及び多古町のホウレンソウから暫定基準値を超える放射性ヨウ素が検出された（甲 D 共 33 号証）。

4月4日に、国が、千葉県に対し、朝日町、香取市、多古町で清算される6品目の野菜の出荷停止を指示した（甲D共33）。

4月5日に、茨城県北茨城市で採取したコウナゴから暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたと発表された（甲D共33）。

F 原告番号42らの入手した情報



(イ) 原告番号 42 らが避難せざるを得なかったこと

A 事故拡大のおそれがあったこと

原告番号 42 らは、2011（平成 23）年 3 月 24 日に避難したが、これは福島第一原発の 1 号機が爆発した日（3 月 12 日）のわずか 12 日後、3 号機の爆発した日（3 月 14 日）のわずか 10 日後のことである。福島第一原発では 4 号機の燃料プールへの注水が成功しなければ東日本の壊滅すらあり得るといわれていたが、その注水が開始されたのは 3 月 22 日のことであり、原告番号 42 らの避難した 3 月 24 日時点では、事故の進展はまだまだ予断を許さない状況であり、事故拡大のおそれのある時期であった。

したがって、この時期に原発から遠ざかるべく避難行動をとることは論じるまでもなく当然のことである。

B 避難元地域の汚染が著しいこと

原告番号 41 が避難した後の 2011（平成 23）年 7 月～2012（平成 24）年 3 月に、取手市戸頭 7 丁目付近（原告番号 41 の自宅から約 200m）では、空間線量で  $0.40 \mu\text{Sv}/\text{h}$  以上が計測されている。

また、原告番号 42 の居住していた千葉県船橋市でも、原告番号 42 が避難した後の 2011（平成 23）年 6 月 3 日に薬円台小学校（原告番号 42 の自宅から 2.57 km）において空間線量  $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$  が、さらに 2011

(平成 23) 年 6 月 20 日には、小室公園（原告番号 42 の自宅から 9.26 km）における空間線量  $0.35 \mu\text{Sv}/\text{h}$  が計測されている。

これらはいずれも放射線防護基準とされる  $1\text{mSv}/\text{年}$  ( $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ) 以上の空間線量であった。

また、前述したように、茨城県取手市も千葉県船橋市も深刻な土壌汚染があった。

原告番号 42 らがかかる地域から避難をすることは当然である。

C 水・食品等の汚染もあったこと

原告番号 41 の居住していた茨城県、原告番号 42 の居住していた千葉県とも、各地の浄水場等で相次いで暫定基準値を超える放射性物質が検出されていた。

また、茨城県、千葉県ともに県内産の原乳や野菜等から暫定基準値を超える放射性物質が検出され、一部は出荷停止となっていた。

すなわち、原告番号 42 らは、水や食品の流通等を通じて、放射性物質に汚染された食品等を摂取する恐れがあった。

D 以上のとおり、原告番号 42 らは、事故が未だ拡大する客観的恐れのあった時期に避難をしたものである上、空間線量や土壌汚染の数値から明らかにように避難元地域は著しく汚染され、また、放射性物質に汚染された水や食品等を摂取する恐れがあった。

かかる状況で原告番号 42 らが避難をしたことは相当である。

エ 原告番号 42 らが 2019（平成 31）年 4 月まで避難を続けたことが相当であること

原告番号 42 らが本件事故前に居住していた地域は、著しく汚染されてしまった。甲 A 第 219 号証の土壌汚染の数値は半減期 2 年のセシウム 134 と半減期 30 年のセシウム 137 の合算値である。半減期から考えれば、現時点においても汚染状況が継続していることは明らかである。

また、原告番号 41 は高齢であり、原告番号 42 はベーチエット病を患っている。原告番号 42 らの身体的状況からも、容易に引っ越しすることは不可能である。

これらの状況に鑑みれば、2019（平成 31）4 月まで避難を続けたことは相当性がある。

#### オ 小括

以上のとおりであるから、原告番号 42 らが避難をしたこと及び避難を継続したことは相当である。

#### （17）原告番号 43～46 について

ア 原告番号 43 から 46（以下まとめて「原告番号 43 ら」という）の本件事故当時の家族構成及び住居地

イ 原告番号 43 らの避難状況

イ 原告番号 43 らが避難することが相当であったこと

（ア）本件事故以前の原告番号 43 らの居住地の放射性物質による汚染状況

原告番号 43 らの居住地は、福島第一原発から直線距離で約 34.5 km 離れた福島県いわき市四倉町である。

本件事故前のいわき市の空間線量は  $0.05\sim0.06 \mu\text{Sv}/\text{h}$  である（甲 D44 第 5 号証・資料 1）。

(イ) 本件事故後、避難開始するまでの間の原告番号 43 らの生活圏及びその周辺の汚染状況

#### A 空間線量

2011（平成 23）年 3 月 15 日、原告番号 43 らの居住地から約 11 キロの距離にある福島県いわき市のいわき合同庁舎で空間線量  $23.72 \mu\text{Sv}/\text{h}$  を計測した（甲 D44 第 5 号証）。

また、同年 3 月 23 日時点でも、同いわき合同庁舎で空間線量  $1.86 \mu\text{Sv}/\text{h}$  を計測している（甲 D44 第 5 号証）。

#### B 土壌汚染

2011（平成 23）年 3 月 15 日時点でのいわき市内の土壌汚染状況は以下の表のとおりである。

表 3. 案件量計測地点のセシウム-137 汚着量（2011 年 3 月 16 日 18 時換算）と沈着量比を示す

順位	場所	セシウム-137 汚着量		セシウム-137 汚着量比
		沈着量	セシウム-137 汚着量	
1	いわき合同庁舎	2.2 万	73	7.5
2	小名浜支所	1.5 万	90	7.5
3	勿来支所	1.2 万	80	7.5
4	宮野支所	2.2 万	75	7.5
5	内郷支所	2.8 万	79	7.5
6	四倉支所	9.7 万	50	7.5
7	遠野支所	2.6 万	55	7.5
8	小川支所	2.3 万	79	7.5
9	好間支所	1.8 万	82	7.5
10	三和支所	3.3 万	37	7.5
11	田代支所	4.9 万	48	7.5
12	川前支所	4.2 万	35	7.5
13	久之浜支所	8.5 万	44	7.5
14	志田名集会所	36.6 万	21	7.5

#### C 水道水汚染

福島県いわき市合同庁舎の水道水からは、2011（平成 23）年 3 月 16 日以降、放射性ヨウ素が検出され、同月 18 日から 19 日にかけてセシ

ウムも検出されている。

平浄水場では 2011 (平成 23) 年 3 月 11 日以降、放射性ヨウ素が検出されており、同月 21 日には山玉浄水場、同月 23 日以降、上野原浄水場からも断続的に放射性ヨウ素が検出されていた。

#### D 食品汚染

本件事故後、いわき市では、米を含むほとんどの農産品に放射能汚染が確認され、原乳、非結球性葉菜類（ホウレンソウ・コマツナ等）、結球性葉菜類（キャベツ類）、アブラナ科の花薺類（ブロッコリー、カリフラワー等）、原木しいたけ（露地栽培）、原木ナメコ、キノコ類（野生のものに限る）、タケノコ、コシアブラ、ゼンマイ、タラノメ、ワラビ、ユズ、クリ、米（平成 24～25 年産。旧山田村の区域）イノシシの肉など様々な農産品が出荷制限の対象とされた。現在も、キノコ類（野生）、タケノコ、コシアブラ、ゼンマイ、タラノメ（野生）、ワラビ（野生）などの出荷制限は続いている、土壌汚染が現存していることを示している。

#### E 原告番号 43 らが独自に入手した情報（甲 D44 第 1 号証）

(ウ) 原告番号 43 らが避難せざるを得なかつたこと

原告番号 43 らが福岡県に避難を始めた 2011 (平成 23) 年 3 月 22 日から 23 日は、福島第一原発の 1 号機が爆発した日の 10 日後、3 号機が爆発した 14 日からわずか 8 日後のことである。当時は、福島第一原発 4 号機の燃料プールへの放水がやっと始まるも、コンクリートポンプ車での放水でありその実効性が疑問視されたり、3 号機から黒煙が上がるなど、福島第一原発がどのようになるのか一切の予断を許さない状況にあった (甲 D 共 33p138~141)。もし、さらなる爆発が起こるということになれば、さらに汚染は広がり、一層の被ばくが避けられない状況だった。この時期、当時の菅直人総理大臣は原子力委員会委員長に福島第一原発事故の今後の最悪事態の想定 (「最悪のシナリオ」) とその対策を検討するように依頼していた (甲 D 共 33・139 頁)。

したがってこの頃はまさに原発事故への対応が適切になされているのかどうかも不明であり、原告番号 43 らが時期にひとまず原発から離れようと避難をするのは論じるまでなく当然のことである。

また、現実の汚染状況を見て、2011 (平成 23) 年 3 月 23 日ころの原告番号 43 ら居住地周辺の空間線量は、少なくとも  $1.86 \mu\text{Sv}/\text{h}$  であり、事故前に比べてはるかに高い数値であった。

加えて、前記の通り、食品規制もされていた。

ウ 原告番号 43 らが避難を続いていることが相当であること

。

他方で、福島第一原発事故の発災後、現在に至るまで緊急事態宣言は発令中であり、同原発の廃炉作業もこの先数十年は続くことになる。

また、被告国らは、本件事故によって放射性物質に汚染された広範な国土のうち僅かに住民の生活空間だけを除染するにとどまっており、それ以外の汚染地域は、生活空間に生活用水を供給する山林や湖川を含め、未だに手付かずのまま汚染されている。いわき市でも品目によっては現在に至るまで食品の出荷制限が続いているところ、これはいわき市における土壌汚染が現在も厳として存在することを示している。

このような状況を総合すれば、原告番号 43 らが現在に至るまで避難生活を継続していることには合理的な理由があるというべきである。

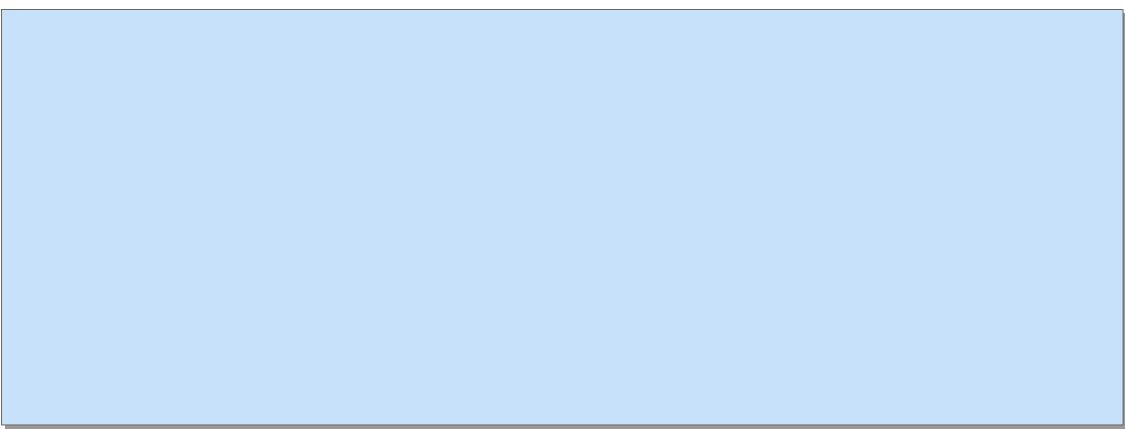
原告番号 43 および同 44 としては、原告番号 43 の両親がいるいわき市に戻って両親の面倒を見たいという思いはあるものの、このような理由からも、原告番号 43 らが避難を継続するのには合理的理由がある。

(18) 原告番号 47 について

ア 原告番号 47 の本件事故当時の家族構成及び住居地

イ 原告番号 47 の避難状況

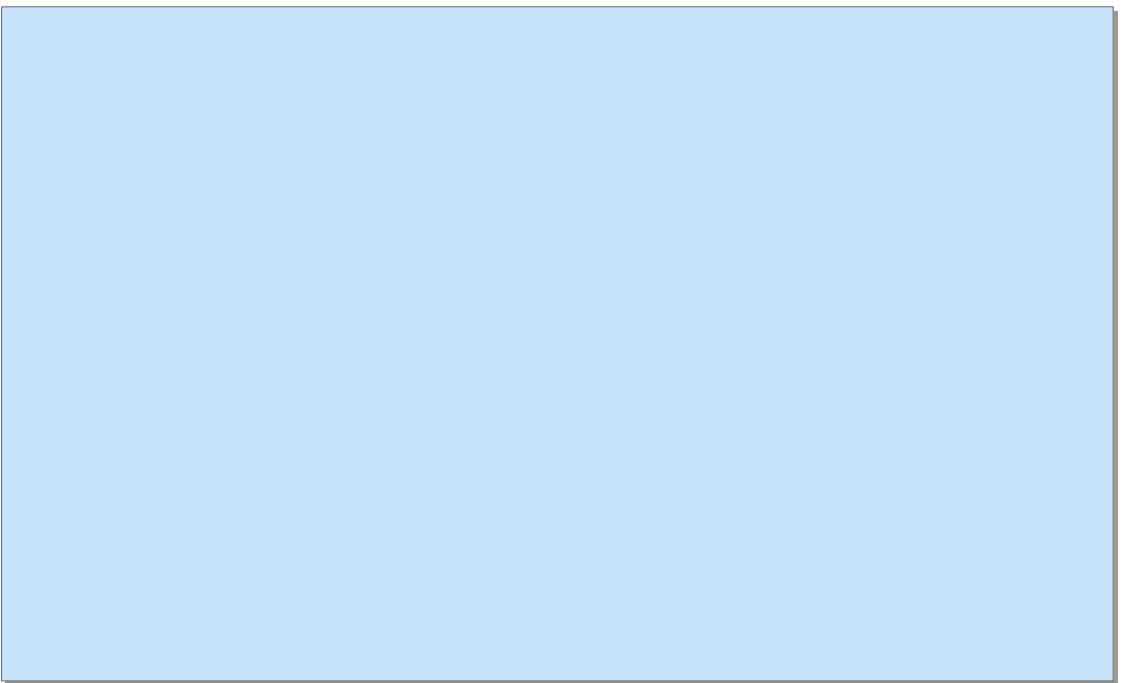
ウ 原告番号 47 が福岡市に避難し、いまだに避難を続けざるを得なかった状況



(オ) したがって被告らは、原告番号 47 に生じた損害について賠償する責任  
がある。

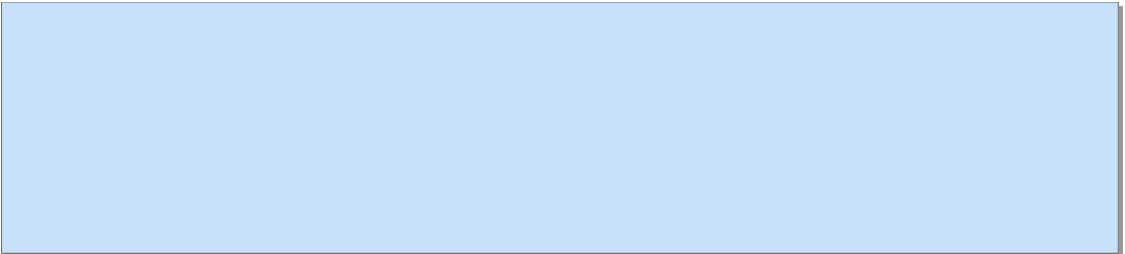
(19) 原告番号 48 ないし 54

ア 原告番号 48 らの本件事故当時の家族構成及び居住地



イ 原告番号 48 らの避難状況

(ア) 避難開始時期



ウ 原告番号 48 らが避難することが相当であったこと

(ア) 本件事故以前の原告番号 48 らの居住地の放射線物質による汚染状況

原告番号 48 らの居住地は、福島第一原発から直線距離で約 45 キロメートル離れた福島県郡山市である。福島第一原発からの距離が郡山市と同程度の福島県福島市の空間線量は  $0.037\sim0.046\mu\text{Sv}/\text{h}$  程度であった（甲 A40）。

(イ) 本件事故後、避難を開始するまでの間の原告番号 48 らの生活圏及びその周辺の汚染状況

#### A 空間線量

福島県郡山市は、福島第一原発から約 50~60 km しか離れておらず、福島第一原発建屋の爆発事故によってまき散らされた放射性物質のプルームは同市にも流れ、同地を汚染しホットスポットも多数発生している。原告番号 48 らと同様、同市から避難した者は多数に上る。

2011（平成 23）年 3 月 15 日の福島県郡山市（郡山市合同庁舎）の空間線量は、 $0.05\sim8.26\mu\text{Sv}/\text{h}$  の範囲内にあった（甲 D26 第 5 号証）。

これは、事故前の空間線量値の 165 倍を超えるものである。a) 福島県郡山市麓山 1-1-1 郡山市合同庁舎（避難元住居から約 1 キロメートル）の空間線量（甲 D48 第 5 号証）

#### B 土壌汚染

2011（平成 23）年 3 月 15 日時点での郡山市の土壌汚染については、

全 19 観測地点のうち、5 地点が 8500Bq/kg 以上 23000Bq/kg 以下の汚染（チェルノブイリ法では移住義務が課されるゾーンに相当）、7 地点が 2800Bq/kg 以上 8500Bq/kg 以下の汚染（チェルノブイリ法では移住の権利が保障されているゾーンに相当）、6 地点が 600Bq/kg 以上 2800Bq/kg 以下の汚染（チェルノブイリ法では何らかの保障が行われるゾーンに相当）されているという状況にあった（甲 A219・46～47 頁）。

#### C 水道水汚染

(a) 文部科学省の測定で、原発から 25 キロ地点で通常を大きく上回る 0.08mSv を記録、福島市内の水道水からヨウ素とセシウムが検出された（甲 D 共 33）。

(b) 福島県の 5 市町の水道水から 100Bq/kg を超える放射性ヨウ素を検出する。厚生労働省は乳児に飲ませないよう要請した（甲 D 共 33）。

(C) 郡山市でも、2011（平成 23）年 3 月 21 日以降、豊田浄水場や熱海浄水場など市内 4 箇所の浄水場においてヨウ素が検出されていた（甲 D 共 160）。

#### D 食品汚染

(a) 福島県が、県内の雑草を採取し検査を実施したところ福島第一原発から 30 km 以上離れた地点において採取した雑草から飲食物摂取制限に関する指標の値を大きく超える放射性物質が検出された。（甲 A1 の 1）

(b) 厚生労働省が会見で、福島県川俣町の酪農家が提出した牛乳と、茨城県内の 6 市町村のホウレンソウから、食品衛生法の暫定規制値を超える放射性物質が検出されたと発表した（甲 D 共 33）。

(c) 佐藤雄平福島県知事が、県内 4 市町村の原乳で、暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことを明らかにするとともに、圏内全域の原乳の出荷を自粛した（甲 D 共 33）。

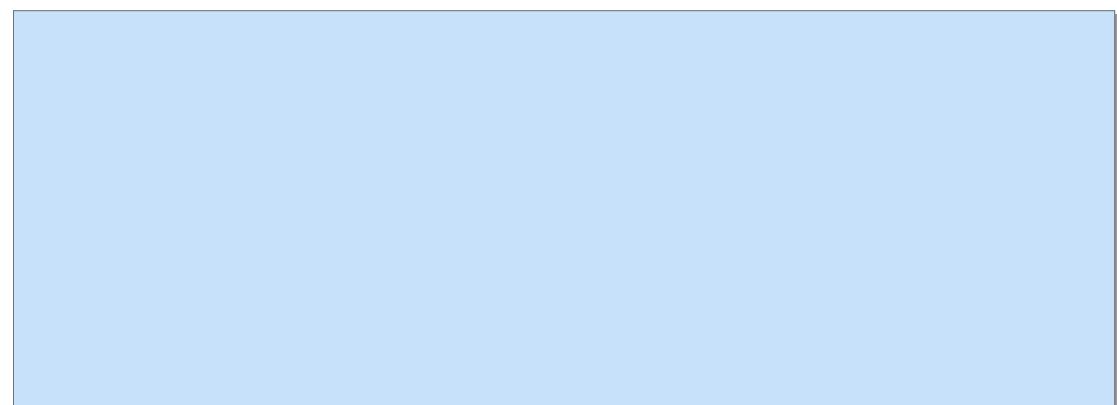
- (d) 原災本部長は、福島県、茨城県、栃木県及び群馬県の各知事に対して、①福島県の原乳、②福島県、茨城県、栃木県及び群馬県のホウレンソウ及びかき菜について、原災法第20条第3項に基づく出荷制限の指示をした（甲 A1 の 1）。
- (e) 厚生労働省と福島県が、同県いわき市で採取した露地栽培の原木シイタケから、食品衛生法で定める暫定規制値を超える放射性ヨウ素、放射性セシウムが検出されたと発表した（甲 D 共 33）。
- (f) 厚生労働省は、福島県いわき市で取れたコウナゴ（イカナゴ）から暫定規制値を上回る放射性セシウムが検出されたと発表した（甲 D 共 33）。
- (g) 福島県飯館村のシイタケから暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された（甲 D 共 33）。
- (h) 文科省が、福島県で採取した土壌と葉物野菜からストロンチウム89と同90を検出した、と発表した。今回の福島原発事故でストロンチウムが検出されたのは初めてであった（甲 D 共 33）。
- (i) 厚生労働省が福島県の魚と野菜、原乳（搾ったままの牛の乳）の放射性物質緊急時モニタリング調査の結果を発表した。また、福島県いわき市沖四倉沖で採取したコウナゴ（イカナゴの稚魚）から暫定規制値（ヨウ素 2000Bq/kg、セシウム 500Bq/kg）を上回る放射性物質を検出された（甲 D 共 33）。
- (j) 福島県会津若松市と同県の下郷町と会津坂下町のホウレンソウから基準値（500Bq/kg）を超える放射性セシウムが初めて検出された（甲 D 共 33）。
- (k) 福島県浅川町の肉用牛飼育農家から出荷され圏内への流通が確認された牛肉から、国の暫定基準値を超える 694Bq/kg の放射性セシウムが検出された（甲 D 共 33）。

- (1) 福島県が、海の魚介類と海藻、河川・湖沼に生息する魚類の養殖魚 47 検体の検査で、いわき海域の 7 検体で国の暫定規制値(500Bq/kg)を超える放射性セシウムが検出されたと発表した（甲 D 共 33）
- (m) 福島県が福島市大波地区（旧小国村）の農家 1 戸が収穫したコシヒカリの玄米から、国の暫定基準値 (500bq/kg) を超える 630bq/kg の放射性セシウムが検出されたと発表した（甲 D 共 33）。
- (n) 福島市と福島県伊達市のコメから国の暫定規制値 (500bq/kg) を超える放射性セシウムが検出された（甲 D 共 33）。
- (o) 福島市と福島県伊達市のコメから国の暫定規制値 (500bq/kg) を超える放射性セシウムが検出された（甲 D 共 33）
- (p) 福島県の福島第一原発南岸沿いの海域の魚類から検出された放射性セシウムが、他の海域に比べ際だって高いことが分かる。福島県のモニタリング検査で判明した（甲 D 共 33）。

D 原告番号 48 らの本件事故前の放射線被ばくについての知識

原告番号 48 は、チェルノブイリ原発事故に関する報道を聞いたことがあった。原発が爆発した場合、原発から何十キロもの範囲にわたり放射線物質が飛散することなどの知識を持っていた。

E 原告番号 48 らが避難前に得ていた情報



(ウ) 原告番号 48 らが避難せざるを得なかったこと

A 2011（平成 23）年 3 月 15 日から 4 月 1 日までの東京都への避難

(a) 原告番号 48 らが東京都に避難した 2011 (平成 23) 年 3 月 15 日は、福島第一原発の 1 号機が爆発した 3 日後、3 号機がばくはつした翌日である。当時、福島第一原発では使用済み核燃料が保存されている 4 号機の燃料プールに注水できるか否か、できなければ 4 号機が爆発するかもしれないといった議論がなされていた状況であり、今後福島第一原発がどのようになるか一切の余談を許さない状況であった。もし、4 号機が爆発するといったことになれば、さらに汚染は広がり、一層の被ばくを避けられない状況であった。

また、原告番号 48 は、その勤務先から避難を開始する前日に「福島第一原発から 80 キロ圏内の従業員及びその家族は避難をするよう」(なおアメリカ政府も福島第一原発から 80 キロ内から自国民を避難させていた。) などと指示を受けており、原告番号 48 だけではなく、同勤務先も避難の必要性を認識していたのである。

したがって、この時期に原発から離れようと避難するのは論じるまでもなく当然のことである。

(b) 2011 (平成 23) 年 3 月 15 日時点における原告番号 48 らの居住地周辺の空間線量は、少なくとも  $8.26 \mu\text{Sv}/\text{時}$  であり、異常なほど高いものであった。

(c) 前述のとおり、食品汚染も発生していた。

B 2011 (平成 23) 年 4 月 1 日から 5 月中旬までの大阪府大阪市への避難

空間線量は  $8.26 \mu\text{Sv}/\text{h}$  であり、本件事故後わずか 2 週間程度で空間線量が未成年にとっても健康影響がない数値に下がることはありえないし、土壤や食品が汚染されていることは明らかである。

そうであるなら、原告番号 48 らがさらなる避難のために、より福島第一原発から離れた大阪府大阪市に避難することは当然のことである。

C 2011（平成 23）年 5 月中旬、福岡県北九州市への避難について

2011（平成 23）年 5 月中旬においても、上記 B のとおり、避難元居住地の汚染が収束していることはありえない。また、この時期においては前述のとおり次々と福島県内にて食品や水道水汚染が明らかとなってきた時期である。

そうであるなら、原告番号 49 ないし 54 が被ばくする可能性をできる限り排除するためにさらに福島第一原発から離れ、福岡県北九州市まで避難すること必然である。

（イ）原告番号 48 らが避難を継続していることが相当であること

（ア）郡山市の現在の汚染状況

原告番号 26 らの避難元住居があった郡山市内の土壤汚染の程度は、2018（平成 30）年 3 月の時点でも、観測地点全 19 地点のうち、チェルノブイリ事故後の現地の基準によれば、移住の権利が保障される地点が 6 地点、何らの保障が行われる地点が 11 地点と、依然として放射性物質による環境汚染が解消されてはいない（甲 A219・46～47 頁）。

（イ）原告番号 48 らの避難継続が社会的に相当であること

成 23) 年 12 月の被告国による原発事故収束宣言後も福島県内で生産された食品が汚染されていたこと、汚染された食品が流通していたという事実が次々と発覚してきた。福島第一原発自体も現在に至るまで緊急事態宣言は発令中であり、廃炉作業もこの先何十年も続くことになる。

このような状況(特に未成年の子どもたちへの健康影響)を総合すれば、原告番号 48 らが現在に至るまで避難生活を継続することには合理的な理由があるというべきである。

#### 才 小括

以上のとおりであるから、原告番号 48 らが避難をしたこと及び避難を継続したことは相当である。

#### 第 4 結論

各原告は年齢、性別、家族構成も避難元居住地も異なる。そのため、避難に至った経緯も各原告によりさまざまである。しかし、以上のとおり、各原告は、福島第一原発事故前よりはるかに高い放射線量にさらされた地域から、自己または家族の被ばくによる健康影響を避けるために避難している。

そして、原告らのこれらの避難行為は、その経緯および各原告独自の事情を加味すればなお一層、本件事故により原告らが避難をし、あるいは継続をしていることが社会通念上やむを得ないといえるため、避難の相当性は認められる。

以上

(

(